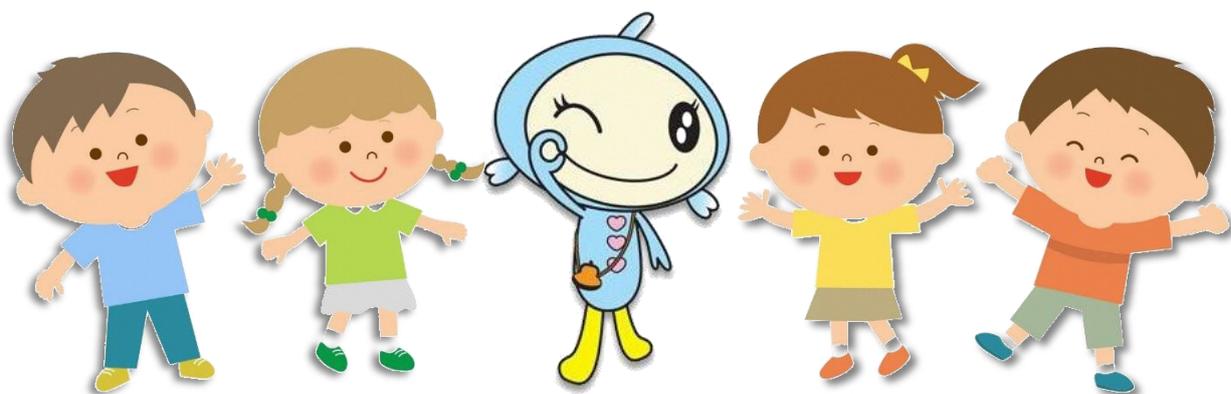


# 第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

こどもはたからもの 親と地域がともに育むまち



こども・子育てファースト滑川

滑川町



## はじめに

近年、国全体としても少子化が進行し、子育て環境の改善が重要な課題となっており、「子ども・子育て支援新制度」をはじめ、保育の受け皿拡大や経済的負担の軽減を柱とする政策が進められています。令和5年4月には子ども基本法が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現することを目指しています。

滑川町ではこれまで、「この町に住んでよかった、生まれてよかった」と感じていただける町づくりのために、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、こども医療費無料化の対象年齢を18歳まで引き上げ、保育園をはじめとした給食費の無償化にも取り組みました。この事業を始めて15年以上が経過した今、人口も着実に増加し、特に子育て世帯が多く、100年後も消滅しない自立持続可能な自治体であるとの評価もいただいております。

これからもこどもたちが住み続けたいと実感できる町づくりを継続して進めるため「第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画」においては、保育施設の増設による待機児童の解消、子育て支援拠点の増設など、さまざまな施策を進めてきました。

令和7年度からは「第3期子ども・子育て支援事業計画」が始まります。本計画においては、「給付から支援へ」とステップアップを図ってまいります。

これまで以上に取組みを成功に導くためには、行政だけでなく地域全体の協力が必要となります。「滑川町の子は滑川町で育てる」という考えのもと、地域の皆さまがこどもたちの育ちを温かく見守り、共に支える社会に向けて『こどもはたからもの 親と地域がともに育むまち こども・子育てファースト 滑川』を基本理念とし、安心して子育てができ、未来を担うこどもたちがいつまでも笑顔でいられるように、皆がウェルビーイングを実感できる町を目指して引き続き全力で取り組んでまいります。



令和7年4月

滑川町長 大塚 信一



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3

## 第2章 こどもをめぐる本町の状況

1 地域特性.....	4
2 人口と世帯の状況.....	5
3 婚姻・出産等の状況.....	9
4 就業の状況.....	12
5 こども・若者をめぐる状況.....	14
6 教育・保育事業の状況.....	16
7 アンケート調査結果の概要.....	19
8 本町の現状からみる課題.....	34

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	36
2 計画の基本的視点.....	37
3 評価指標.....	38
4 施策体系.....	39

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1 子ども・子育て支援制度の概要.....	40
2 教育・保育提供区域.....	41
3 児童数の見込み.....	42
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	43
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	48

## 第5章 分野別施策の推進

1 地域における子育て支援の充実.....	64
2 こどもと親の健康の確保と増進.....	68
3 こどもの健やかな成長に向けた教育環境の整備.....	71
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	74
5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	75
6 こども等の安全の確保.....	76
7 要保護(支援)児童への対応.....	79

## 第6章 計画の推進

1 推進体制の充実.....	82
2 教育・保育の一体的提供と体制の確保.....	83
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	83

## 資料編

1 滑川町子ども・子育て会議条例.....	84
2 滑川町子ども・子育て会議委員名簿.....	86
3 計画策定の経過.....	87

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画の背景

日本の合計特殊出生率は、昭和 42 年以降長い間減少し、近年では、令和5年に 1.20 となりました。また、婚姻件数についても、減少が続いています。少子化が進行し続けることにより、将来の労働力や社会保障制度、経済成長にも大きな影響を与えることが懸念されています。地域社会においても、学校の統廃合や地域の文化継承者の減少など、活力の低下が懸念されています。

こうした背景を受け、国では、子ども・子育て支援が充実した社会の実現に向け、総合的かつ長期的な少子化に対処するための「少子化社会対策基本法」やこどもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備等、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」からなる子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援制度」では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善等が盛り込まれました。さらに「子ども・子育て支援法」の改正により育児サービスの利用が促進され、働き方改革による柔軟な働き方の推奨や、育児と仕事の両立を目指した環境の整備が進められています。令和4年には子育て家庭への支援の充実に関する3事業(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)の新設、令和6年には加速化プランにおいて、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革といった、社会全体での少子化対策への具体的な施策が示されています。

また、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため令和5年 12 月にはこどもや若者の権利、サポートに着眼した「こども大綱」が閣議決定され、社会全体で次代を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本町においては、こうした流れを踏まえて平成 27 年3月に「滑川町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。「こども・子育てファースト滑川」としてさらなる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とした「第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

※本計画における「こども」の表記は、こども基本法(令和4年法律第 77 号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないように、ひらがなの「こども」表記をしていることを受け、固有名詞等を除き「こども」と表記しています。

滑川町では令和7年4月1日より、ひらがなの「こども」表記を行政文書で使用することを推奨しています。

## 2 計画の位置づけ

### (1)子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

### (2)次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担うことのも健全な育成を支援するため、令和6年の改正により令和 17 年3月 31 日まで延長されています。

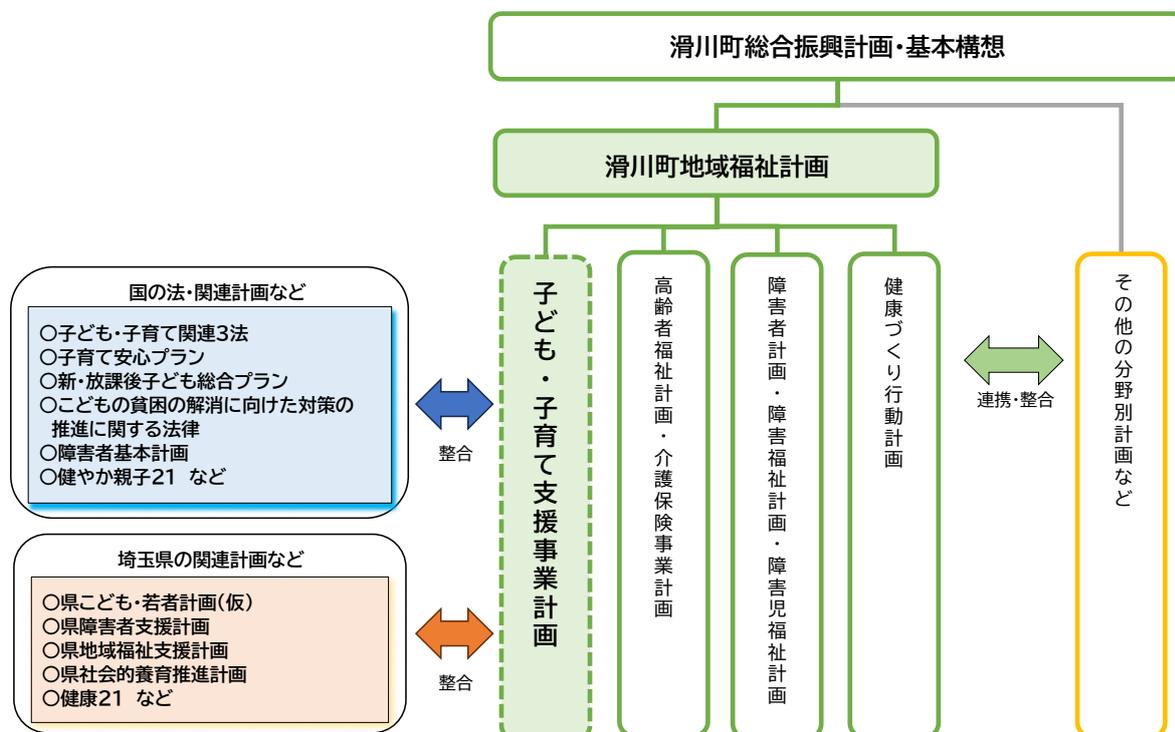
本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものと規定します。

### (3)本町の関連計画に配慮した計画

本計画を推進することにより、上位計画である「総合振興計画・基本構想」との整合・連携を図ります。

また、こども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、町づくり等、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

#### ■関連計画等との関係図



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
滑川町 総合振興計画	第5次										
	前期 基本計画	後期基本計画・総合戦略									
滑川町 地域福祉計画	第2次		第3次								
滑川町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期					第3期					
				ニーズ 調査	計画 策定						

### 4 計画の策定体制

#### (1)滑川町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、専門家の意見や町民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、こどもの保護者、さらには一般公募の住民で組織する「滑川町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

#### (2)子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の小学校修了前までのこどもを持つ保護者の全世帯(1,528世帯)に対し、令和6年1月25日から令和6年2月16日にアンケート調査を実施しました。

#### (3)パブリックコメント

「滑川町子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和6年12月26日から令和7年1月24日まで、町のホームページで公表し、広く住民の方々から意見を募集しました。

## 第2章 こどもをめぐる本町の状況

### 1 地域特性

本町は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、東西約 4.8 km、南北約 7.2 kmで、面積約 29.68 km<sup>2</sup>です。全町域の60%がなだらかな丘陵地からなり、町の中央を滑川が、南東部を市野川が流れており、かんがい用の約 200 のため池が点在しています。

滑川を境に、北部は農村地帯と国営武蔵丘陵森林公園、南部は住宅と工業地帯で、東西に東武東上線が走り、森林公園駅とつきのわ駅があります。森林公園駅から池袋駅へは急行で約 60 分です。

町づくりにおいては、昭和 46 年の東上線「森林公園駅」開業、翌昭和 47 年からの東松山工業団地造成工事開始、昭和 49 年の武蔵丘陵森林公園開園、平成8年の森林公園駅南土地区画整理事業による「みなみ野」誕生、平成 14 年の「つきのわ駅」開業と月輪土地区画整理事業等により、本町には住宅の開発が進んでいます。

#### ■滑川町の主なこどもや子育てに関連した施設



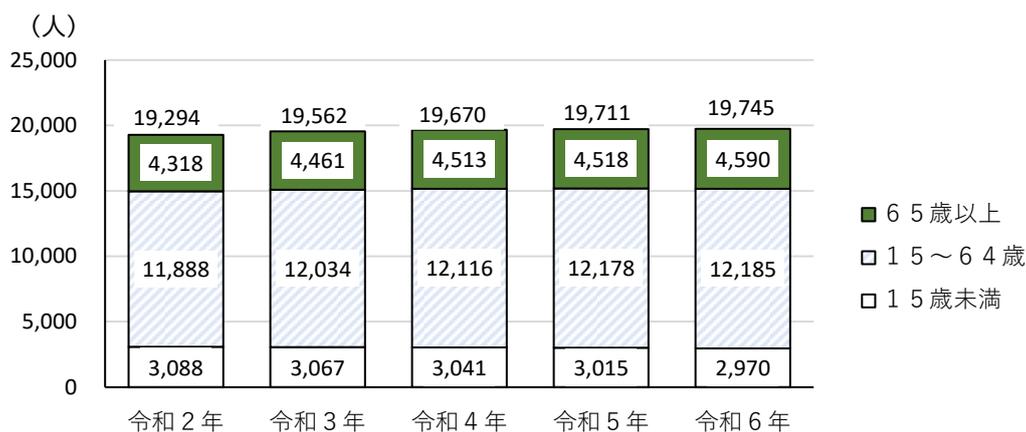
## 2 人口と世帯の状況

### (1) 総人口及び年齢3区分別人口

総人口は、令和6年1月1日現在で、19,745 人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々増加しており、5年間で451人の増加となっています。

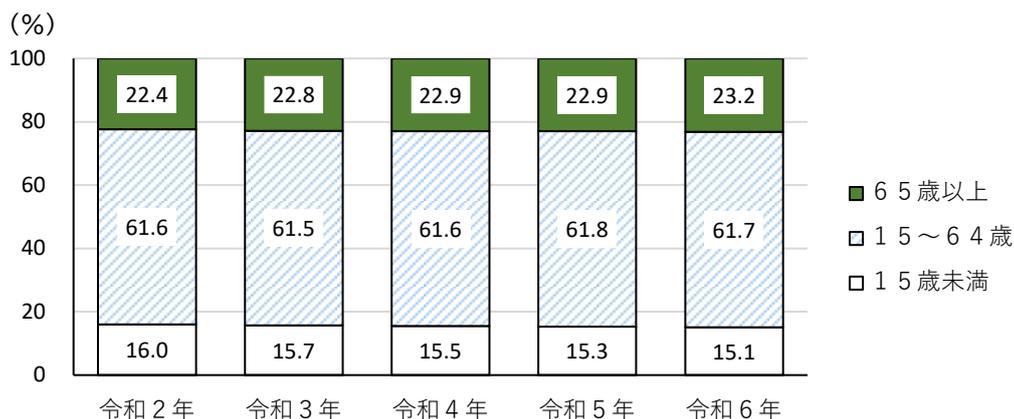
年齢3区分別人口でみると、15歳以上の区分で人口増となっていますが、15歳未満は減少傾向が続いています。65歳以上の高齢者人口の構成比が年々増加している状況です。

#### ■総人口及び年齢3区分別人口



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

#### ■年齢3区分人口構成比の推移



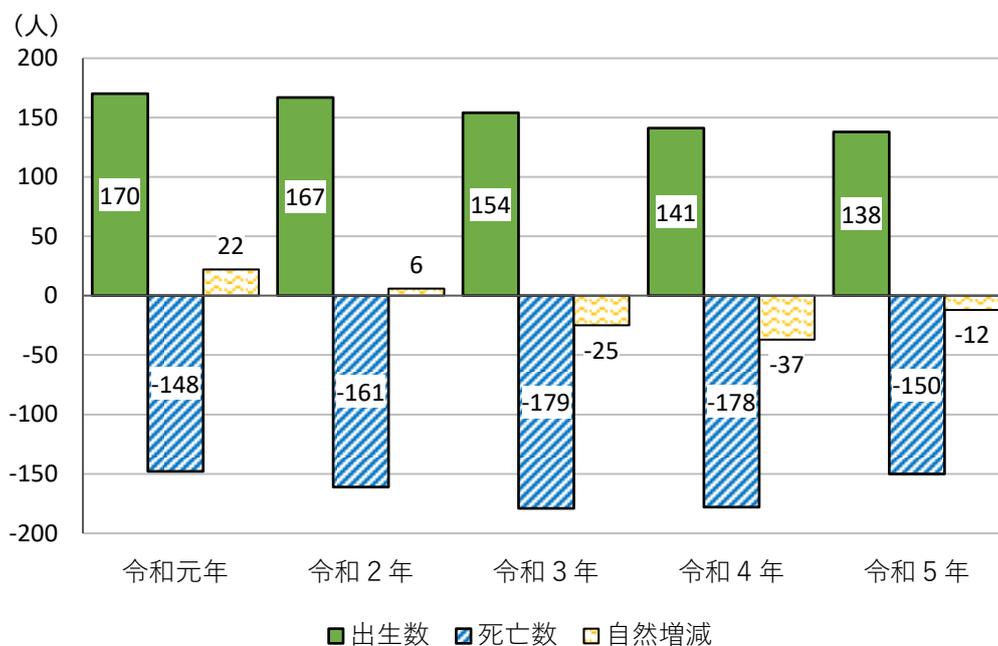
資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

## (2) 自然動態と社会動態

自然動態については、令和2年まで自然増の状況が続いていましたが、令和3年に死亡数が出生数を上回り、自然減に転じています。

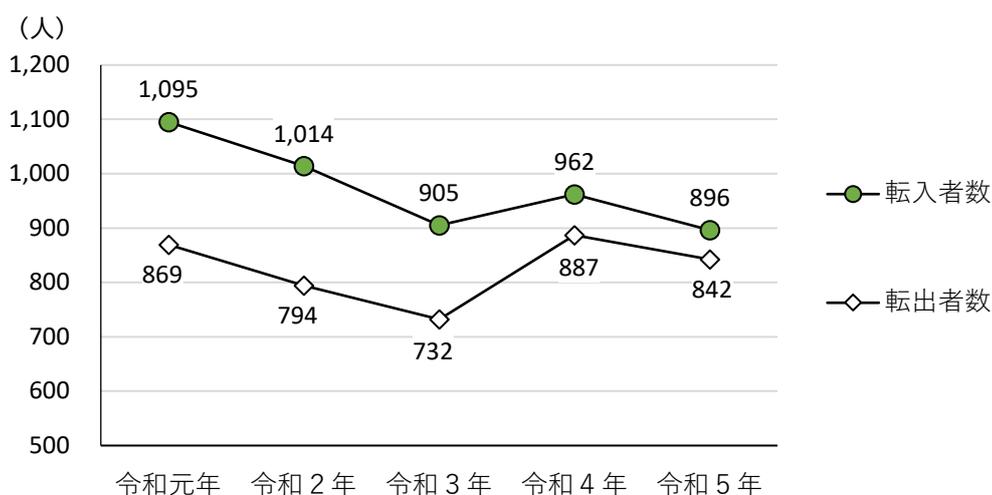
社会動態については、転入者数が転出者を上回る状況が続いていますが、その差は縮小しています

### ■ 自然動態(出生数及び死亡数の推移)



資料:人口動態概況(埼玉県保健医療部 保健医療政策課)

### ■ 社会動態



資料:住民基本台帳

### (3) 世帯数

世帯数は年々増加しており、平成17年と令和2年の世帯数は約50%増となっています。一方、1世帯あたりの人員数は年々減少しています。

#### ■世帯数



資料:国勢調査

### (4) 世帯類型

世帯類型では、単独世帯や核家族世帯が年々増加しています。核家族世帯の内訳において、いずれの世帯型も増加しています。一方、三世代世帯は減少傾向です。

#### ■世帯類型

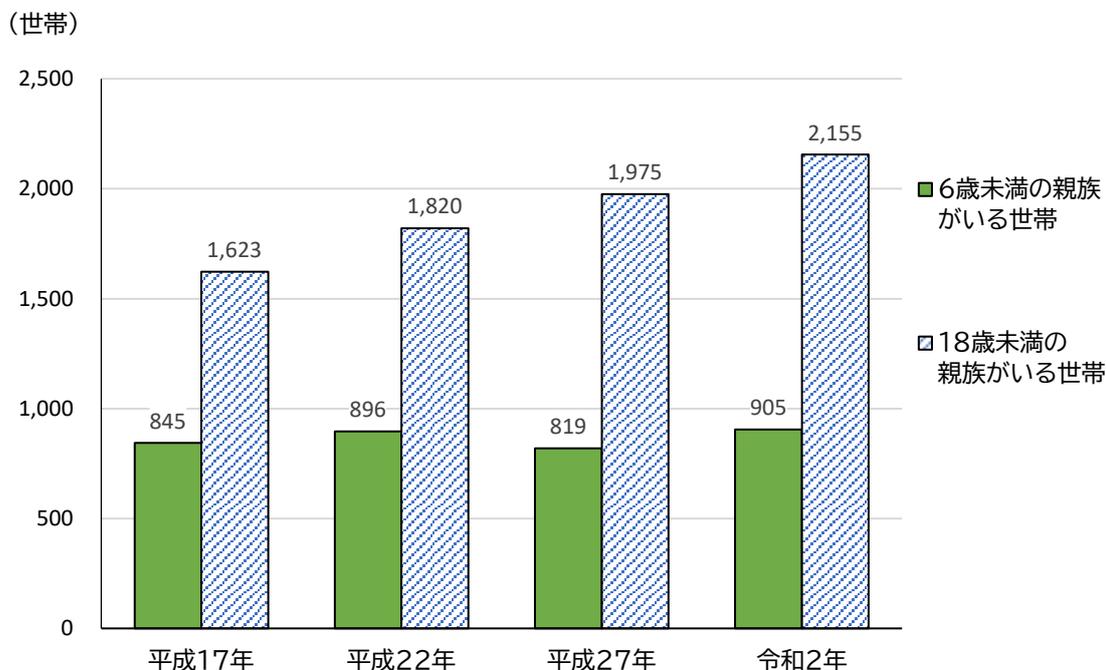
	平成17年	平成22年	平成27	令和2年
単独世帯	923	1,498	1,815	2,212
核家族世帯	3,281	3,832	4,211	4,758
夫婦のみ	985	1,170	1,343	1,503
夫婦と子ども	1,895	2,198	2,370	2,630
男親と子ども	71	79	98	112
女親と子ども	330	385	400	513
夫婦とひとり親から成る世帯	73	93	80	92
三世代世帯	678	577	487	383
その他の世帯	120	179	182	195
一般世帯数(合計)	5,075	6,179	6,775	7,640

資料:国勢調査(世帯の類型「不詳」を除く)

### (5) こどものいる世帯数

18歳未満のこどもがいる世帯について、6歳未満の親族がいる世帯は、微増となっています。18歳未満の親族がいる世帯は、令和2年の調査で2,155世帯であり、年々増加している状況です。

#### ■こどものいる世帯数



資料:国勢調査

### (6) ひとり親世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯について、ひとり親世帯の状況は、母子世帯及び父子世帯ともに増加傾向です。特に18歳未満親族のいる母子世帯の増加が著しく、平成27年調査と令和2年調査では63世帯増加しています。

#### ■ひとり親世帯の状況

		(世帯)			
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	12	17	17	19
	18歳未満親族のいる世帯	47	57	73	136
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	5	1	0	2
	18歳未満親族のいる世帯	14	11	16	25

資料:国勢調査

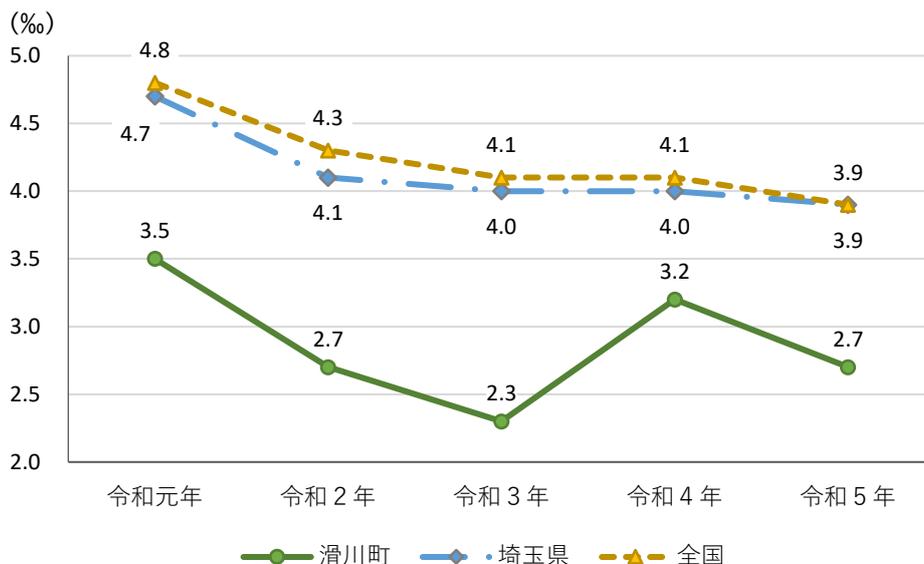
### 3 婚姻・出産等の状況

#### (1) 婚姻・離婚

年間の人口千人に対する婚姻件数の割合である婚姻率は、埼玉県や全国より下回って推移しており、令和3年から令和4年にかけて増加しています。

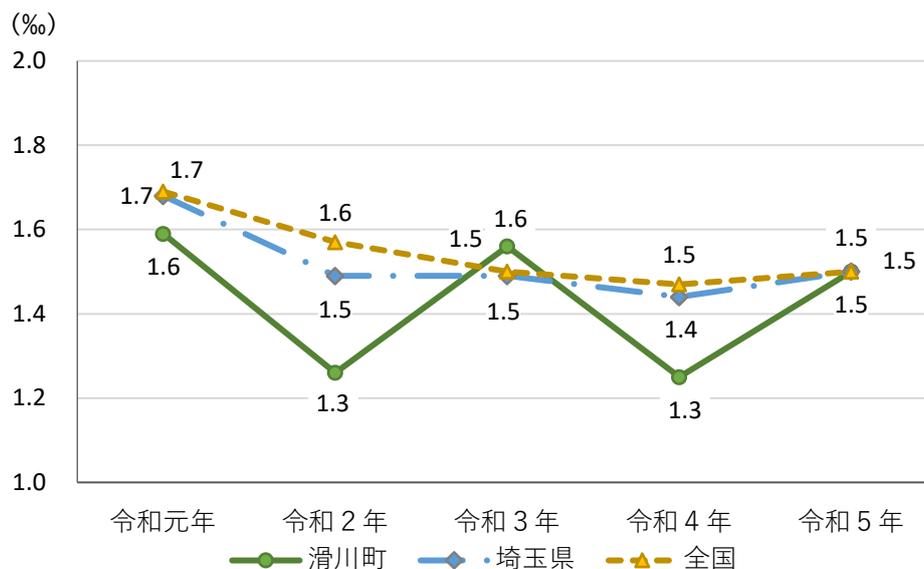
年間の人口千人に対する離婚件数の割合である離婚率は、令和元年以降は減少の傾向です。埼玉県や全国と比較すると増減の幅が大きく、令和3年は一時的に増加しています。

##### ■ 婚姻率



資料:人口動態概況(埼玉県保健医療部 保健医療政策課)

##### ■ 離婚率

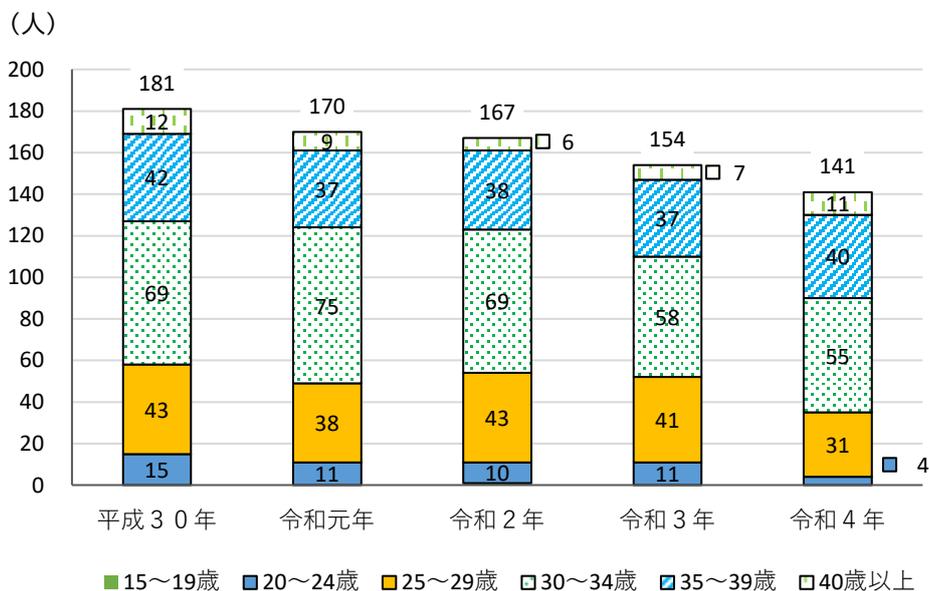


資料:人口動態概況(埼玉県保健医療部 保健医療政策課)

## (2) 出生数

本町の出生数は、徐々に減少傾向です。母親の年齢別出生数では、30～39歳が占める割合が特に多く推移しています。

### ■母親の年齢別出生数

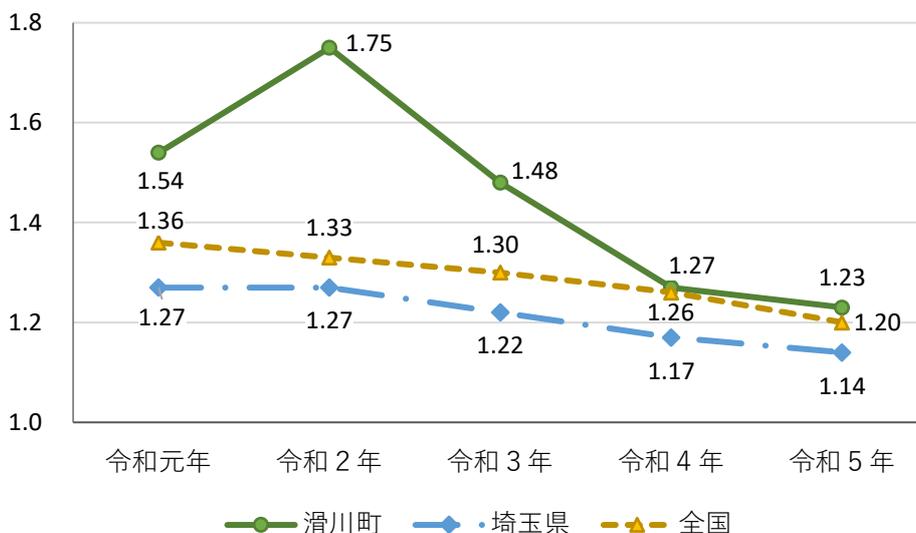


資料:人口動態調査

## (3) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率(その年における各年齢(15～49歳)の女性の出生率を合計したもの)は、全国や埼玉県平均と比較して高い状態にはありますが、徐々に低下しています。

### ■合計特殊出生率



資料:人口動態概況(埼玉県保健医療部 保健医療政策課)

### (4) 児童数

12歳未満の児童数は、減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で2,330人となっています。

令和2年と比較すると、3歳以下の年齢層が全体的に減少しています。5歳以上の年齢層は増減しながら横ばい傾向にあります。

#### ■ 児童数



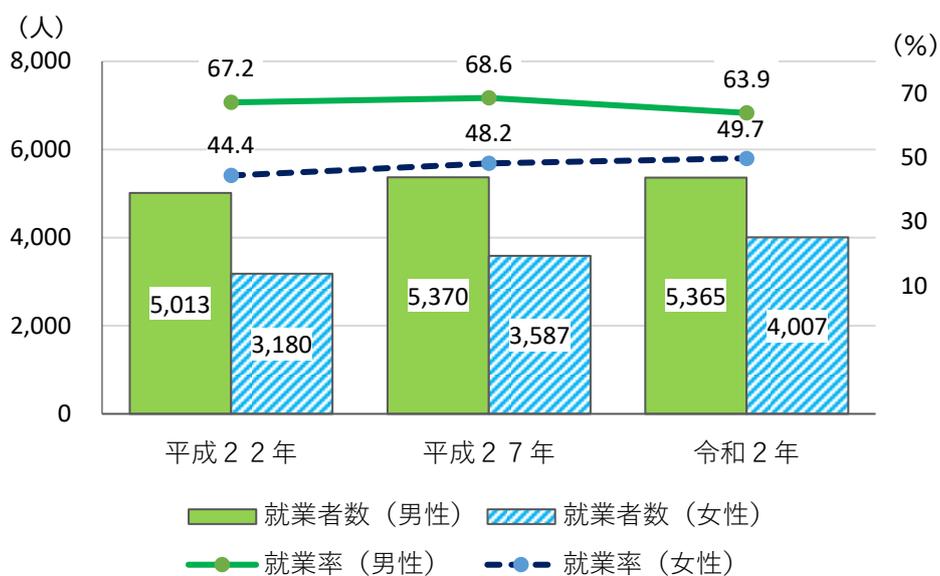
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

## 4 就業の状況

### (1) 就業者数・就業率

就業者数は、男女ともに増加しており、令和2年では、男性が5,365人、女性が4,007人となっています。就業率は、男性においては減少の傾向である一方、女性の就業率は平成22年から令和2年では5.3ポイント上昇しています。

#### ■ 就業者数と就業率

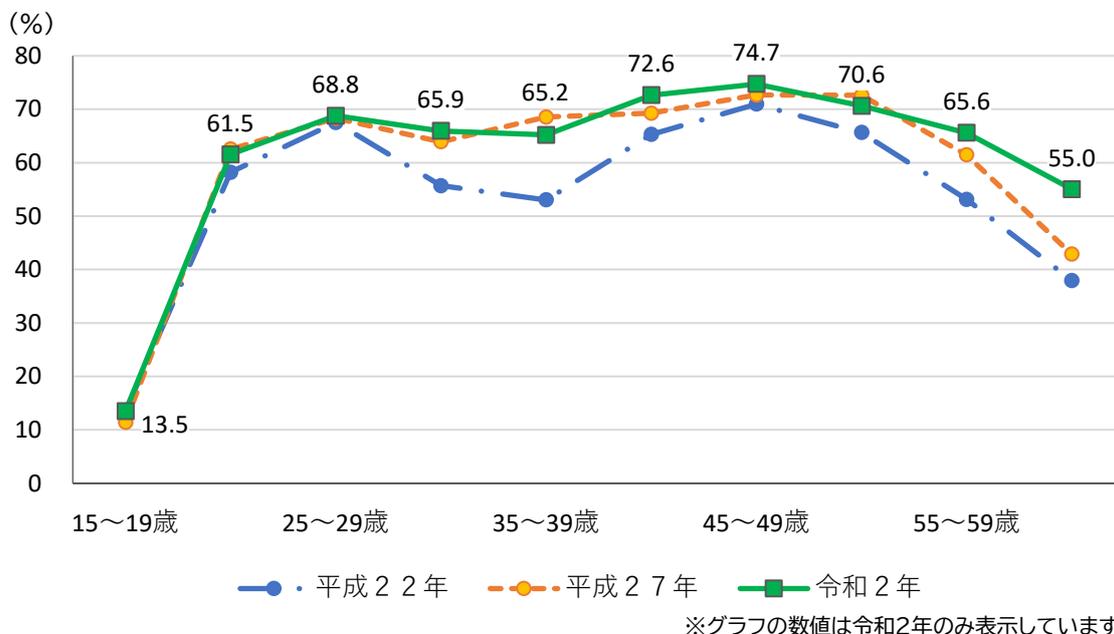


資料: 国勢調査

## (2) 年齢別就業率

令和2年の年齢別就業率について、女性では平成22年に25～39歳が一時的に減少し、その後40歳を超えると再び高くなる「M字曲線」を描いていましたが、平成27年や令和2年にはその差が小さくなり曲線がなだらかになっています。男性では25歳から59歳までを通してほぼ横ばいです。

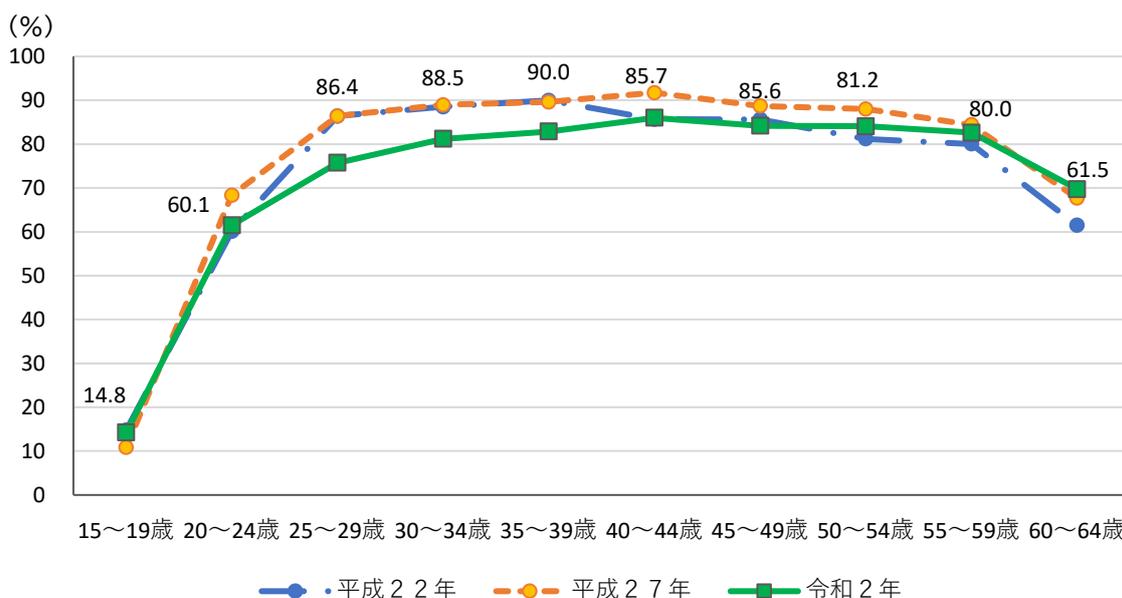
### ■女性の年齢別就業率



※グラフの数値は令和2年のみ表示しています

資料:国勢調査

### ■男性の年齢別就業率



※グラフの数値は令和2年のみ表示しています

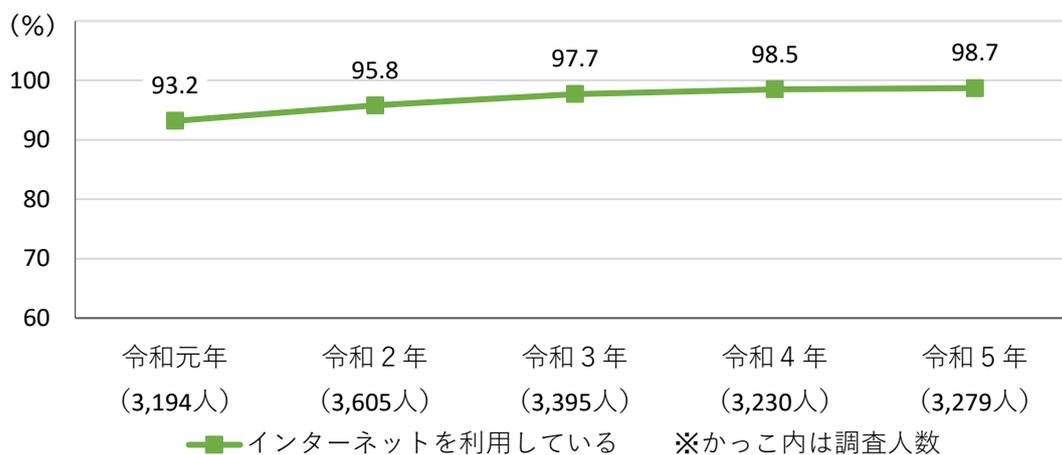
資料:国勢調査

## 5 こども・若者をめぐる状況

### (1) こども・若者のインターネット利用の推移(全国)

国が実施した 10 歳から 17 歳を対象とした調査におけるインターネットの利用状況では、令和5年では 98.7%がサイトやコンテンツを見たり、文章を書き込んだりするといったインターネットの利用をしていると答えています。

#### ■10歳から17歳におけるインターネット利用状況

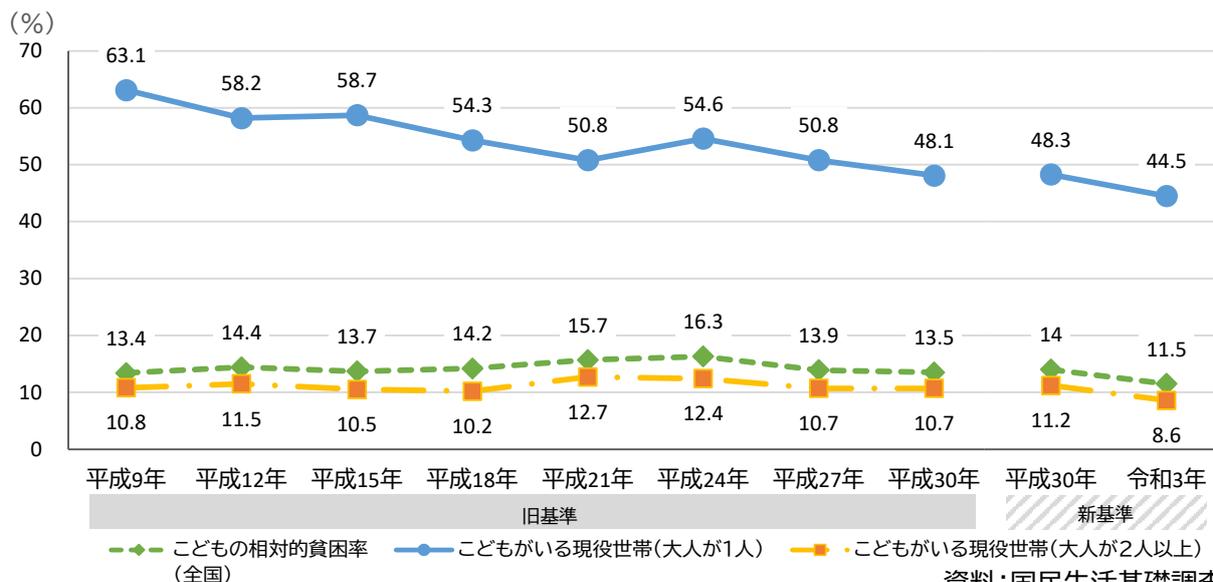


資料:こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書

### (2) こどもの貧困率(全国)

こどもの貧困率(相対的貧困率)は、全国において令和3年が 11.5%です。約 8.7 人に1人が貧困状態にあるといわれています。ひとり親の世帯においては 44.5%が相対的貧困(その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと)の状態にあります。

#### ■こどもの相対的貧困率



資料:国民生活基礎調査

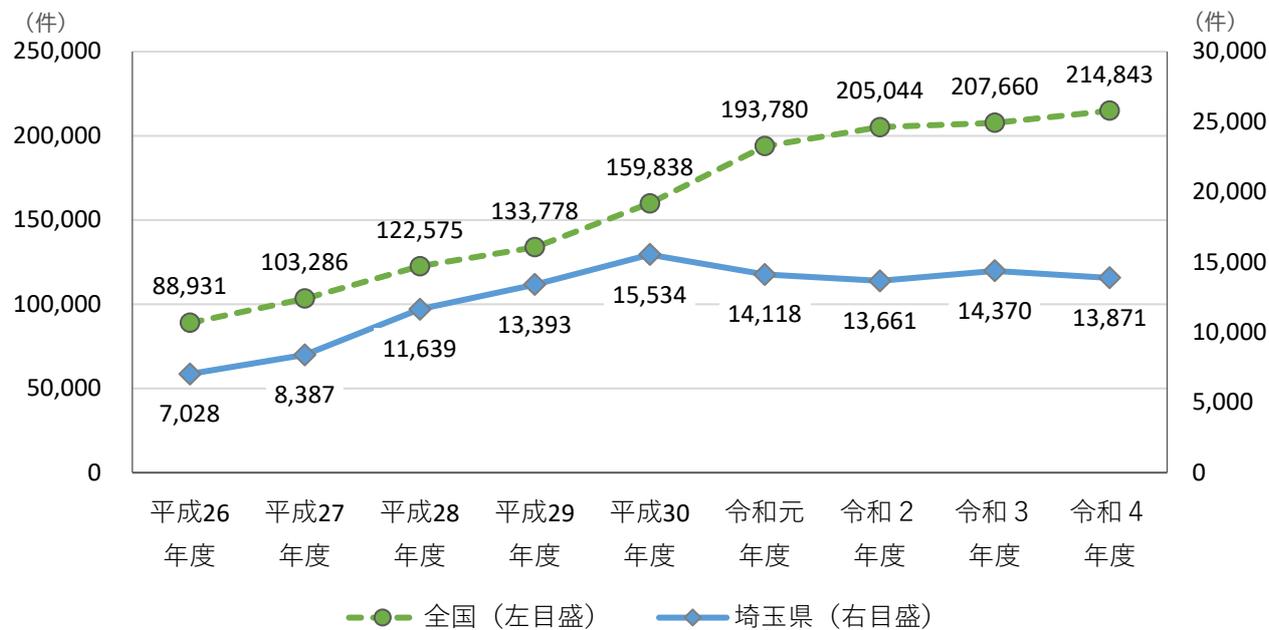
※旧基準・新基準:経済協力開発機構(OECD)の所得定義の基準で、2015年に改定された新基準は従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

### (3) 児童虐待の相談対応件数

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国では増加が続いています。埼玉県では令和元年度以降は横ばいに推移しています。

児童虐待の内容は、身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待等が含まれています。

#### ■ 児童虐待の相談対応件数



資料:こども家庭庁

## 6 教育・保育事業の状況

### (1) 認可保育施設

認可保育所施設は、第2期計画期間に計2か所が整備され、保育所が7園、幼保連携型認定こども園が1園の計8か所となっています。

在所児童数は、令和5年に向けて増加し596人、令和6年は572人です。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	6	7	7	8	8
定員(人)	502	562	572	656	656
在所児童数(人)	521	567	578	596	572
0歳	31	26	34	30	30
1歳	82	91	91	99	86
2歳	100	101	108	104	113
3歳	103	119	109	123	107
4歳	116	109	125	112	125
5歳	89	121	111	128	111

資料:滑川町(各年4月1日現在)

### (2) 認可外保育施設

認可外保育施設として企業主導型保育事業所が1園あり、預かりを行っています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	1	1	1	1	1
定員(人)	11	11	11	11	11
在所児童数(人)	11	0	8	10	2

資料:滑川町(各年4月1日現在)

### (3) 幼稚園

幼稚園は町内に1園あります。

在所児童数は令和5年に向かって減少しています。令和6年は143人と令和5年の137人と比べて6人増加しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	1	1	1	1	1
定員(人)	380	380	380	185	185
在所児童数(人)	232	198	174	137	143
3歳	72	47	54	30	48
4歳	85	72	50	58	36
5歳	75	79	70	49	59

資料:滑川町(各年5月1日現在)

### (4) 小学校

小学校は町内に3校あります。

在校児童数とともに学級数は増加傾向で推移しており、令和6年は53学級、在校児童数1,276人となりました。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	3	3	3	3	3
学級数(学級)	48	49	50	52	53
在校児童数(人)	1,197	1,199	1,233	1,270	1,276
1年生	195	202	246	219	208
2年生	201	194	199	246	221
3年生	207	201	191	201	246
4年生	188	207	201	193	202
5年生	204	189	206	204	196
6年生	202	206	190	207	203

資料:滑川町(各年5月1日現在)

### (5) 放課後児童クラブ

学童保育室は第2期期間中に5か所整備され、町内に13か所となっています。

登録児童数は年々増加しており、令和6年には440名となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置数(か所)	8	9	11	13	13
定員(人)	270	334	426	462	462
登録児童数(人)	246	251	354	416	440
総指導員数(人)	34	45	42	51	47

資料:滑川町(各年5月1日現在)

## 7 アンケート調査結果の概要

本調査は、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備するとともに、地域の子ども・子育て支援施策の充実を図るために、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握することを目的として実施しました。

### ■調査期間

令和6年1月25日～令和6年2月16日

### ■調査対象

種類	対象者	配布数
子育て支援に関するアンケート調査	小学校修了までのこどもを持つ保護者の全世帯	1,528世帯

### ■回収結果

種類	有効回収数	有効回収率
子育て支援に関するアンケート調査	715	46.8%

### ■アンケート調査結果の概要をみるにあたっての注意点

- ①単数回答の設問における各選択肢の回答割合(構成比)は、非該当者を除いた回答者数(「n」で表す当該設問での該当者数)を基数とした百分率(%)で示しています。各数値は、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、構成比の合計は100%にならない場合があります。
- ②複数回答の設問における各選択肢の回答割合(比率)は、非該当者を除いた回答者数(「n」で表す当該設問での該当者数)を基数とした百分率(%)で示しています。したがって、比率の合計値は100%以上となります。
- ③図や表、本文では、選択肢の一部や数値の一部を省略している場合があります。
- ④本文中の「前回調査」は第2期計画策定時(平成30年度)に実施した調査です。

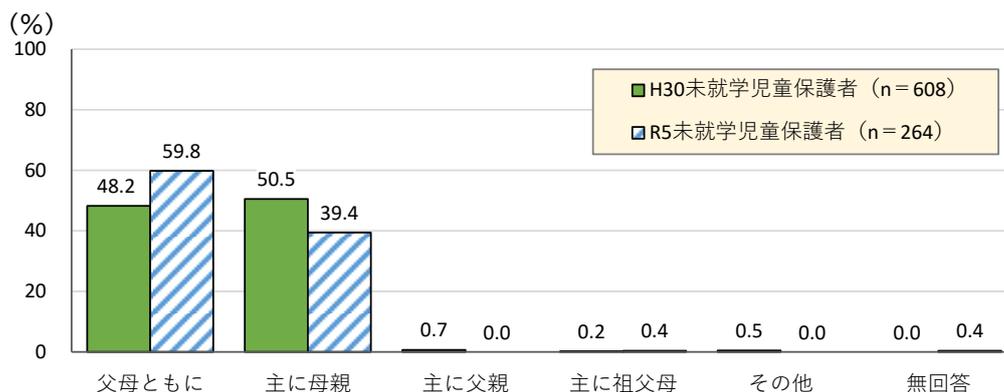
### (1)主に子育てをしている人

主に子育てをしている人について、未就学児童の保護者では「父母ともに」が 59.8%で最も多く、次いで「主に母親」が 39.4%となっています。

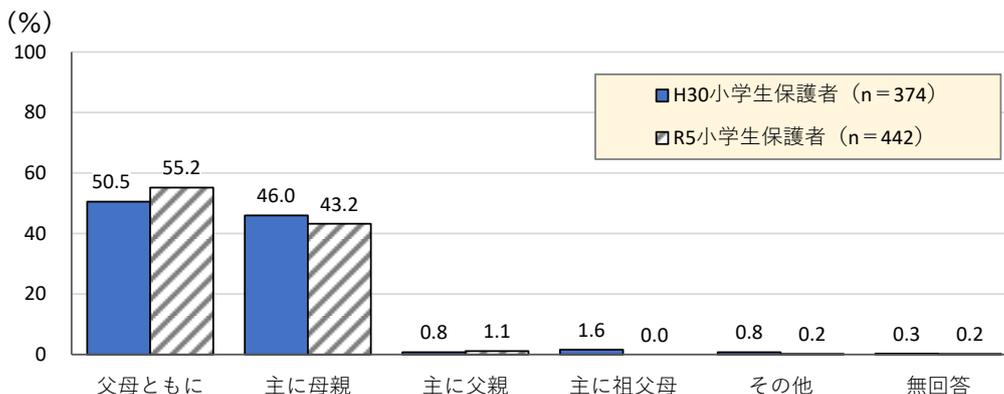
小学生の保護者においても、「父母ともに」が 55.2%と最も多く、次いで「主に母親」が 43.2%となっています。

前回調査と比較すると、未就学児童保護者と小学生保護者ともに「父母ともに」が大きく増加しています。

#### ■未就学児童保護者(単数回答)



#### ■小学生保護者(単数回答)



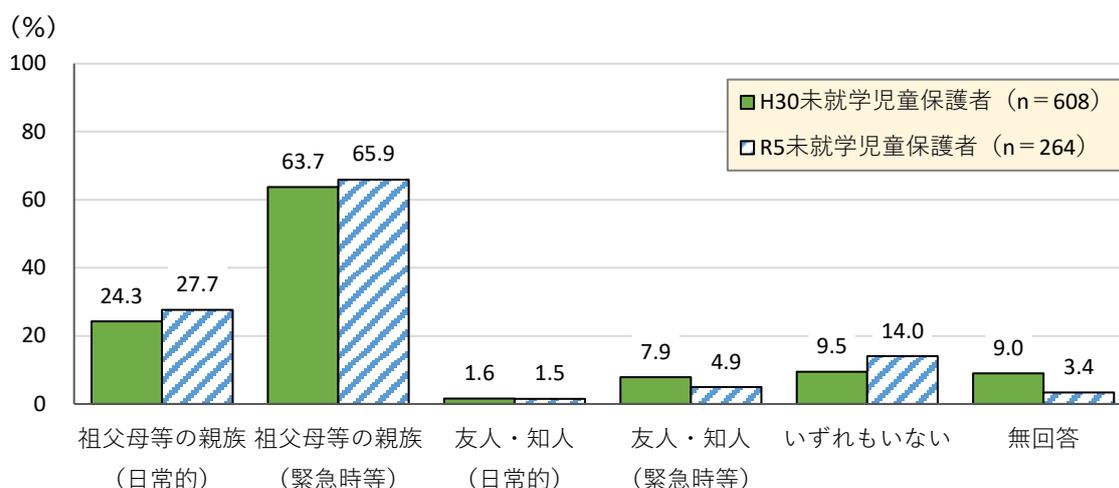
## (2) こどもをみてもらえる親族・知人

日頃、こどもをみてもらえる親族・知人について、未就学児童の保護者では「祖父母等の親族(緊急時等)」が 65.9%で最も多く、次いで「祖父母等の親族(日常的)」が 27.7%となっています。「いずれもない」と回答した方が 14.0%と前回調査より 4.5%増加しています。

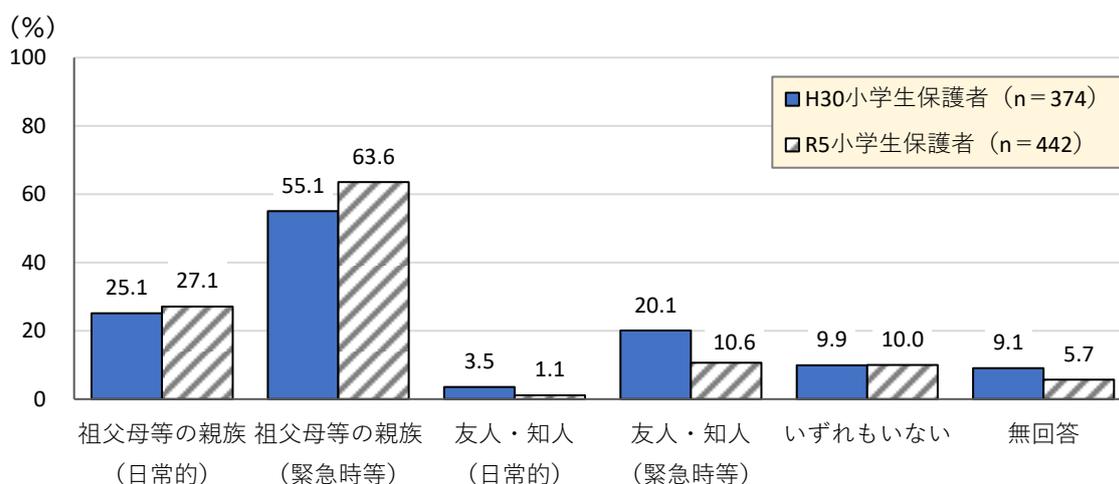
小学生保護者も同様に、「祖父母等の親族(緊急時等)」が 63.6%で最も多く、次いで「祖父母等の親族(日常的)」が 27.1%となっています。「いずれもない」と回答した方は 10.0%となっています。

前回調査と比較すると、「友人・知人(日常的・緊急時等)」と回答した方が減少しています。

### ■未就学児童保護者(複数回答)



### ■小学生保護者(複数回答)



### (3) 気軽に相談できる人・場所

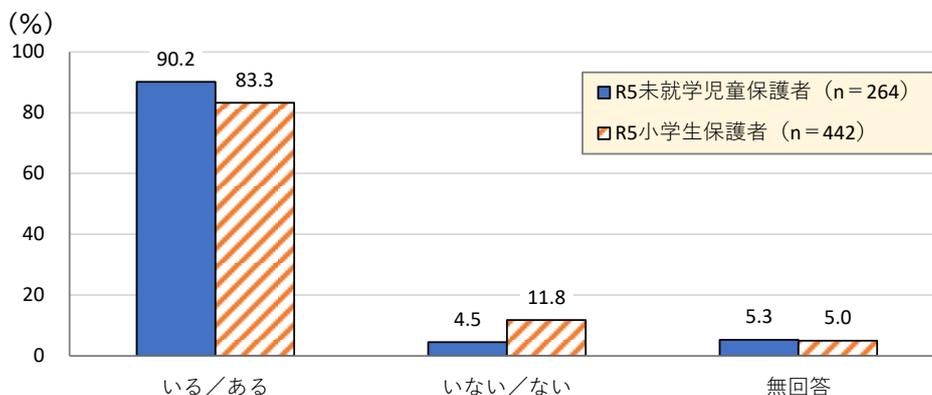
気軽に相談できる人や場所について、未就学児童の保護者では「いる／ある」が 90.2%、小学生の保護者では 83.3%を占めています。

気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した方の相談先は、「祖父母等の親族」が未就学児童の保護者 84.9%、小学生の保護者 79.6%と最も多く、次いで「友人や知人」が未就学児童の保護者 68.9%、小学生の保護者 74.5%となり、身近な人が大半を占めました。

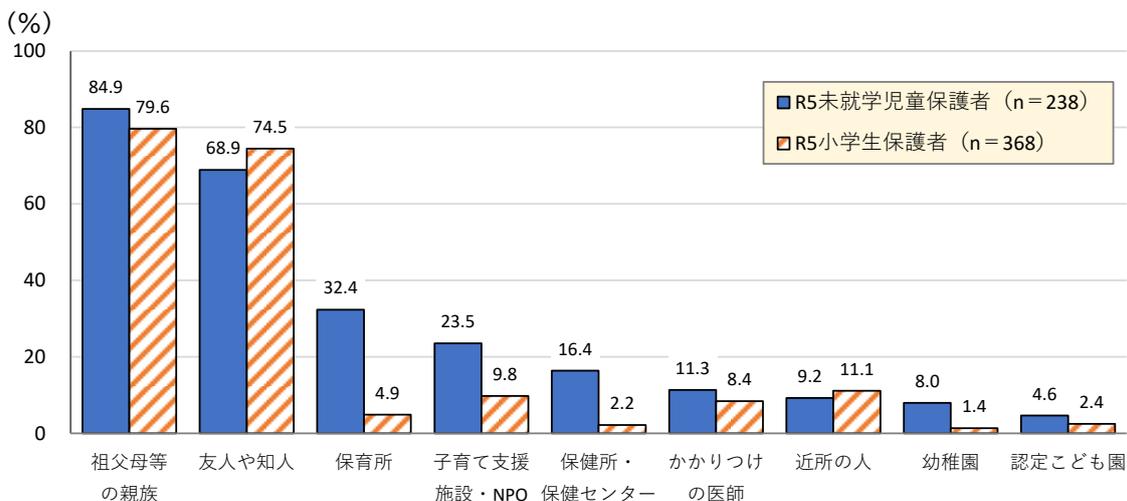
未就学児童の保護者については、「保育所」、「子育て支援施設・NPO」についても、20～30%の回答がありました。

なお、気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」と回答した保護者は、未就学児童の保護者が 4.5%、小学生の保護者が 11.8%となっています。

#### ■気軽に相談できる人・場所の有無(単数回答)



#### ■気軽に相談できる人・場所(複数回答)※上位9項目を掲載



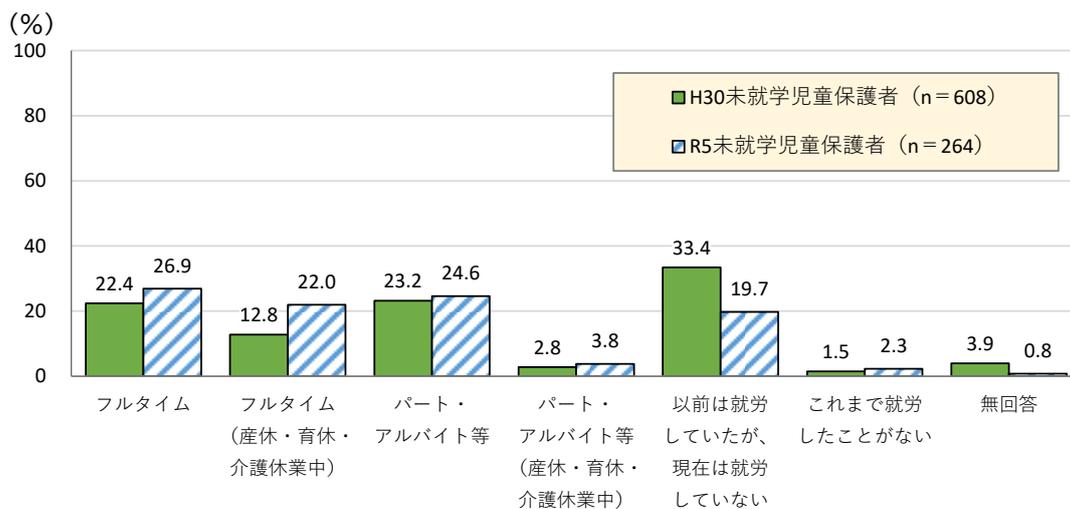
### (4) 母親・父親の就労状況

未就学児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が 26.9%、「パート・アルバイト等」が 24.6%で、産休・育休・介護中と合わせると、77.3%となっています。

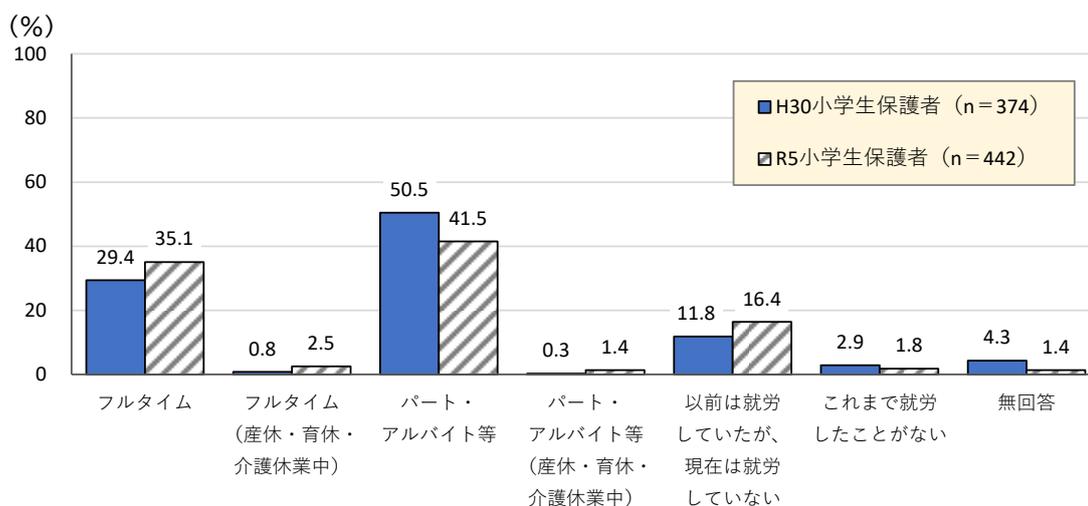
小学生の母親の就労状況は、「フルタイム」が 35.1%、「パート・アルバイト等」が 41.5%で、産休・育休・介護中と合わせると、80.5%となっています。

前回調査と比較すると、未就学児の就労している母親は 16.1 ポイント増加しています。小学生の就労している母親は 0.5 ポイント減少であり、ほぼ同程度となっています。

#### ■未就学児童の母親の就労状況(単数回答)



#### ■小学生の母親の就労状況(単数回答)



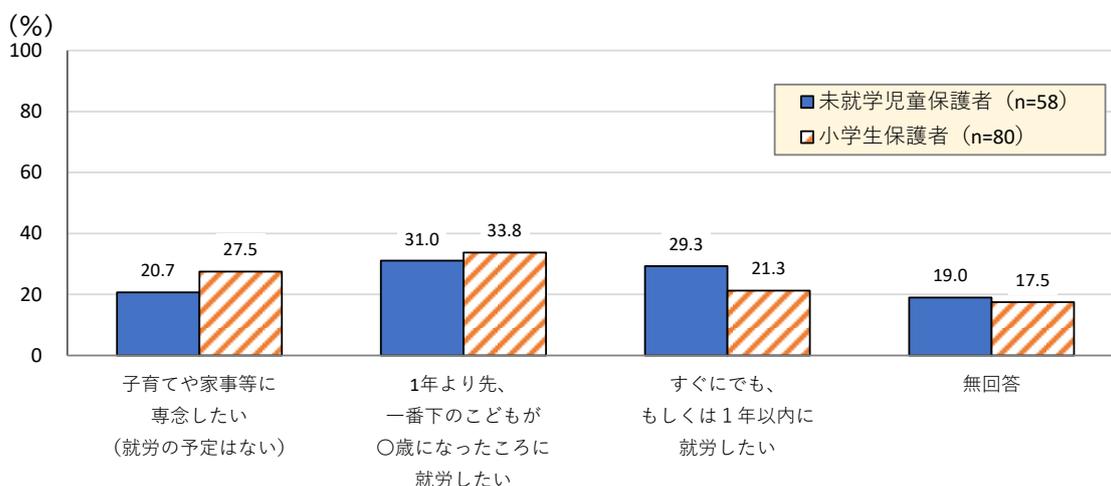
**(5) 現在就労していない母親の就労意向(単数回答)**

現在就労していない母親の就労意向について、未就学児童の保護者では、「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったところに就労したい」が 31.0%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 29.3%となっています。

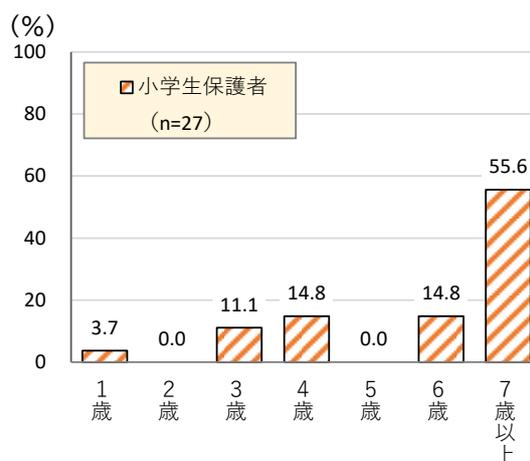
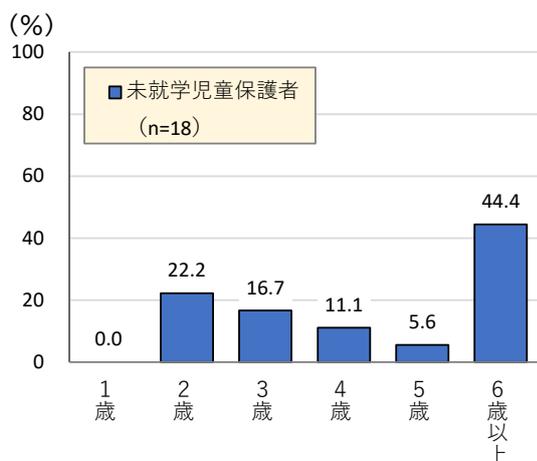
小学生の保護者では「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったところに就労したい」が 33.8%で最も多く、次いで「子育てや家事等に専念したい(就労の予定はない)」が 27.5%となっています。

「1年より先、一番下のこどもが〇歳になったところに就労したい」と回答した方のこどもの年齢は、未就学児童の母親では「6歳以上」が 44.4%と最も多く、小学生の母親では「7歳以上」が 55.6%と最も多くなっています。

■現在就労していない母親の就労意向(単数回答)



■就労したい時期のこどもの年齢(単数回答)



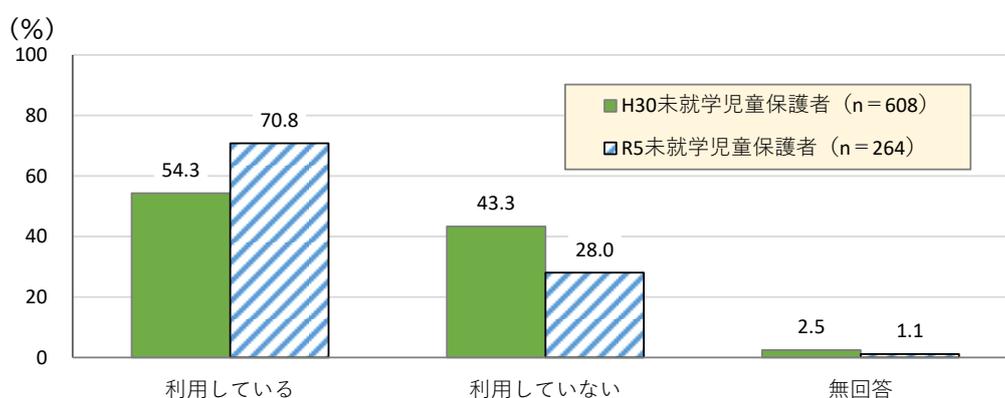
### (6) 平日の教育・保育事業の利用状況

平日の教育・保育事業の利用について、「利用している」が70.8%を占めており、前回調査から16.5ポイント増加しています。

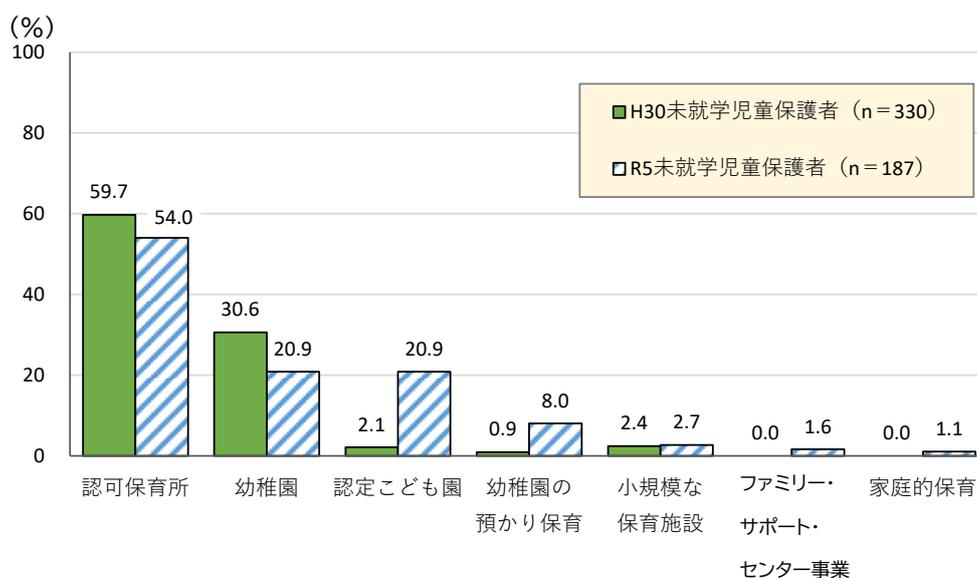
「利用している」と回答した方の利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が54.0%で最も多く、次いで「幼稚園」と「認定こども園」が20.9%となっています。

前回調査と比較すると、幼稚園や認定こども園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の利用が増加しています。

#### ■教育・保育事業の利用状況(単数回答)



#### ■利用している教育・保育事業(複数回答)

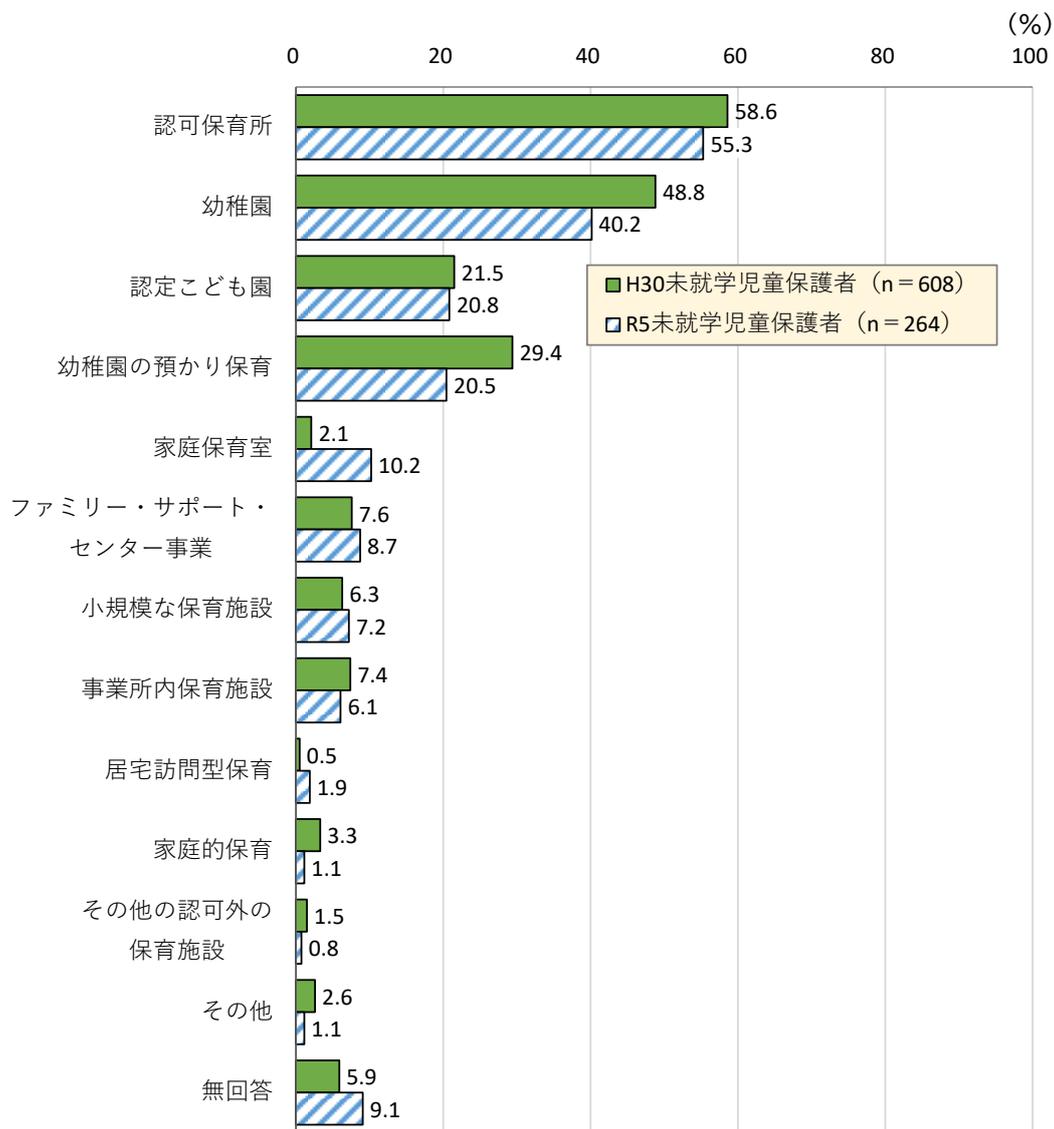


(7) 平日の教育・保育事業の利用希望

利用を希望する平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が 55.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が 40.2%、「認定こども園」が 20.8%、「幼稚園の預かり保育」が 20.5%となっています。

前回調査と比較すると、上位の項目についていずれも利用希望は減少していますが、少ない割合ながらも「家庭保育室」が 8.1 ポイント増加したほか、「ファミリー・サポート・センター事業」や「小規模保育施設」の利用等にも利用希望が挙げられています。

■利用を希望する教育・保育事業(複数回答)

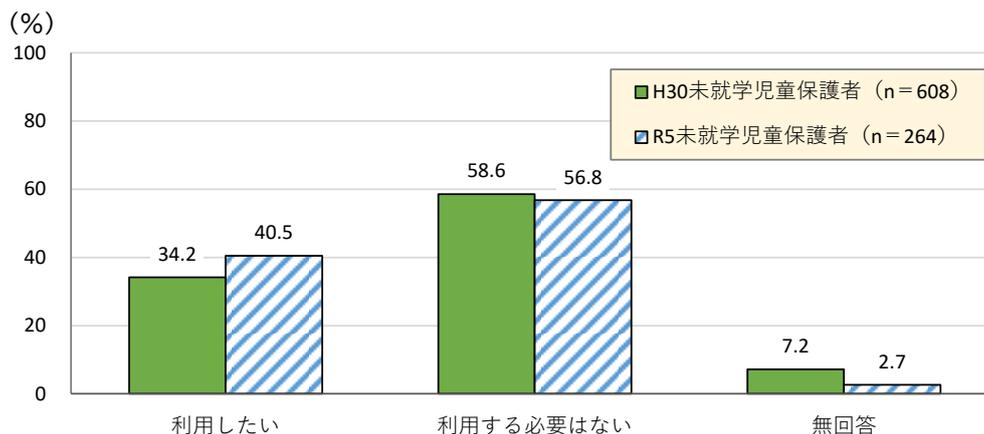


### (8) 一時保育の利用希望

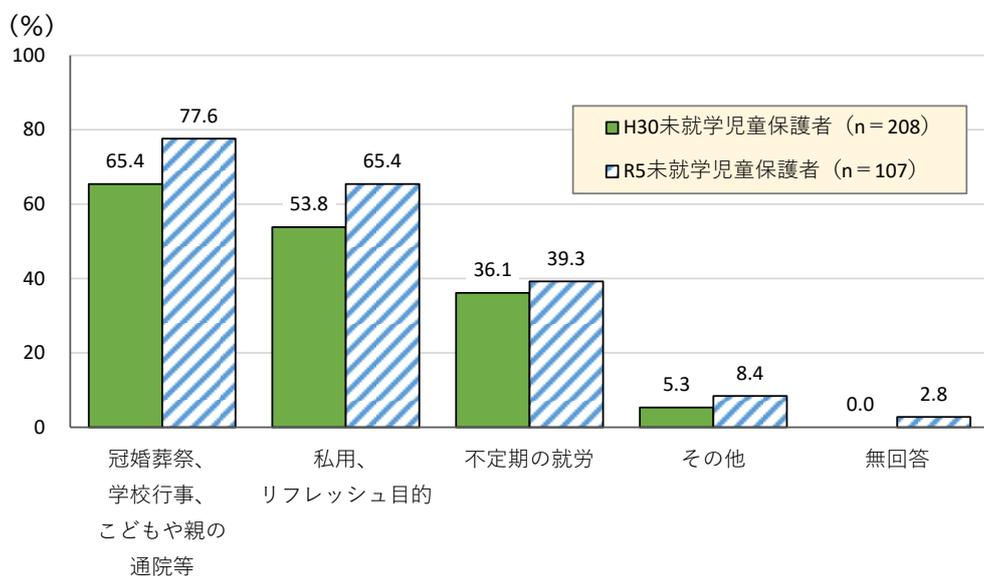
私用等の目的での一時保育の利用は、「利用したい」が40.5%となっており、前回調査から6.3ポイント増加しています。

利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」が77.6%、「私用、リフレッシュ目的」が65.4%と過半数を占めています。前回調査と比較するといずれの理由も増加しています。

#### ■一時保育の利用希望(単数回答)



#### ■一時保育を希望する理由(複数回答)

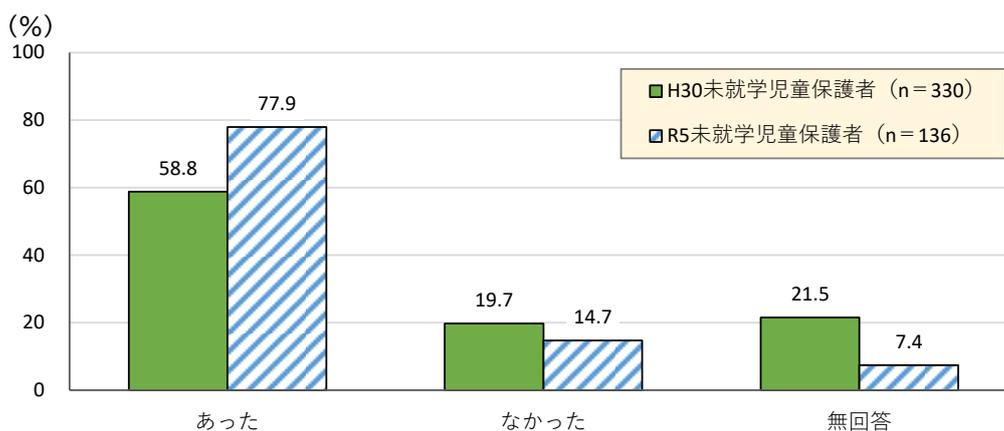


### (9) 病気やけがの場合の対処方法

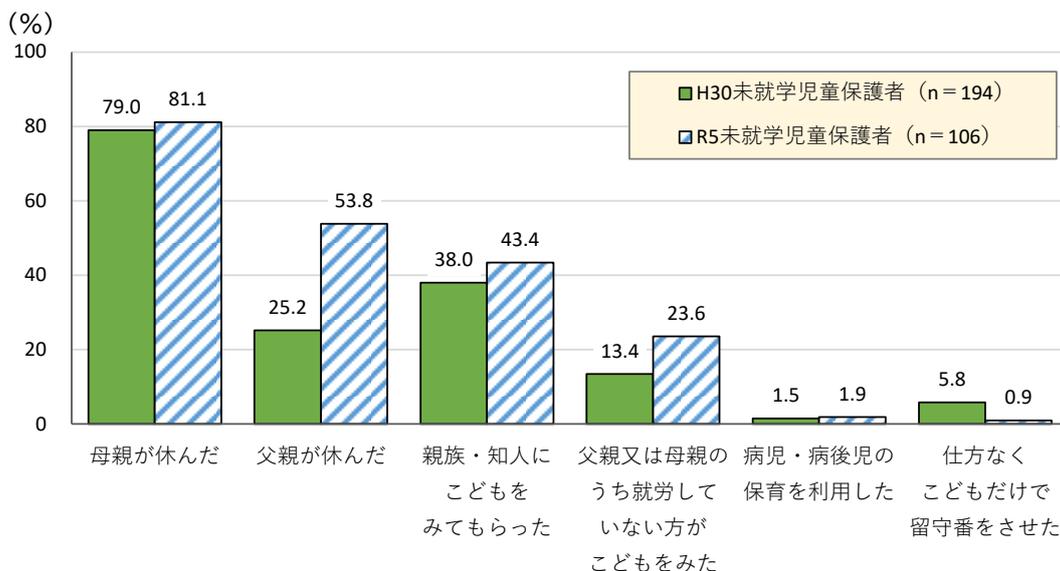
平日の教育・保育事業を利用している家庭において、こどもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が 77.9%、「なかった」が 14.7%で、前回調査から「あった」が 19.1 ポイント増加しています。

そのうち、「母親が休んだ」が 81.1%を占めました。「父親が休んだ」は 53.8%と前回調査から 28.6 ポイント増加しています。

#### ■教育・保育事業が利用できなかったこと(単数回答)



#### ■教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法(複数回答・上位6項目)

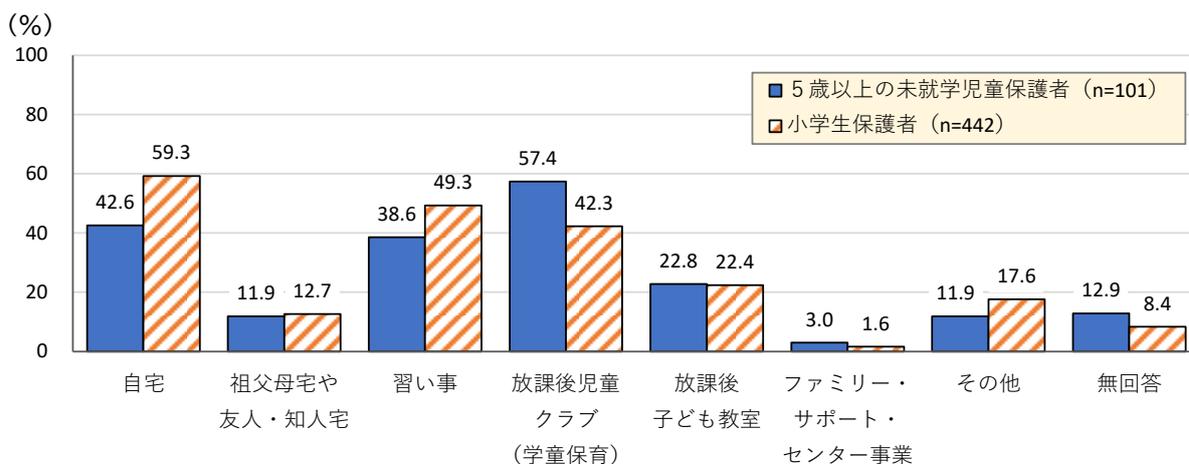


### (10) 放課後の過ごし方

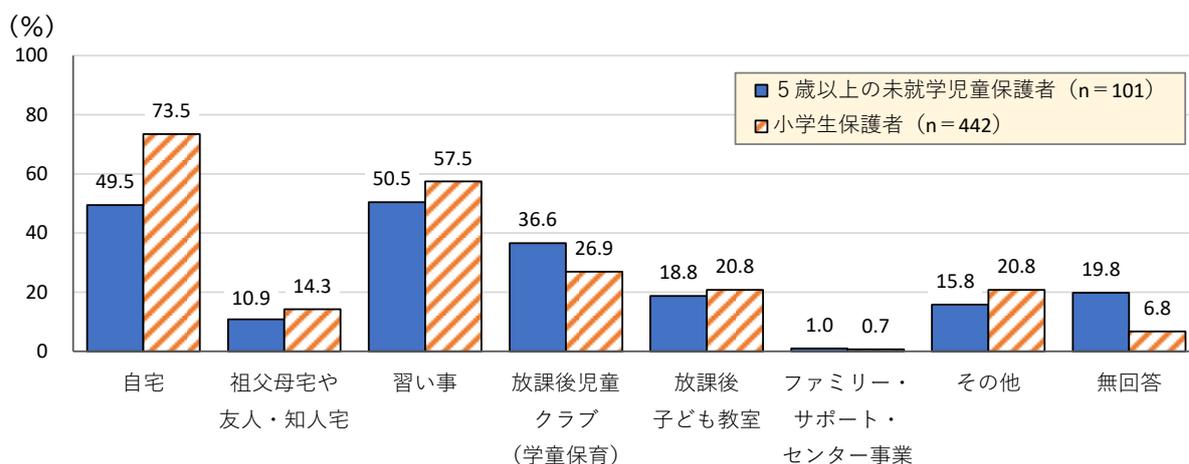
低学年の放課後の過ごし方について、5歳以上の未就学児童の保護者では「放課後児童クラブ(学童保育)」が 57.4%、次いで「自宅」が 42.6%となりました。小学生の保護者では「自宅」が 59.3%、次いで「習い事」が 49.3%となりました。

高学年の放課後の過ごし方について、5歳以上の未就学児童の保護者では「習い事」が 50.5%、次いで「自宅」が 49.5%となりました。小学生の保護者では「自宅」が 73.5%、次いで「習い事」が 57.5%となりました。

#### ■希望する低学年時の放課後の過ごし方(複数回答)



#### ■希望する高学年時の放課後の過ごし方(複数回答)



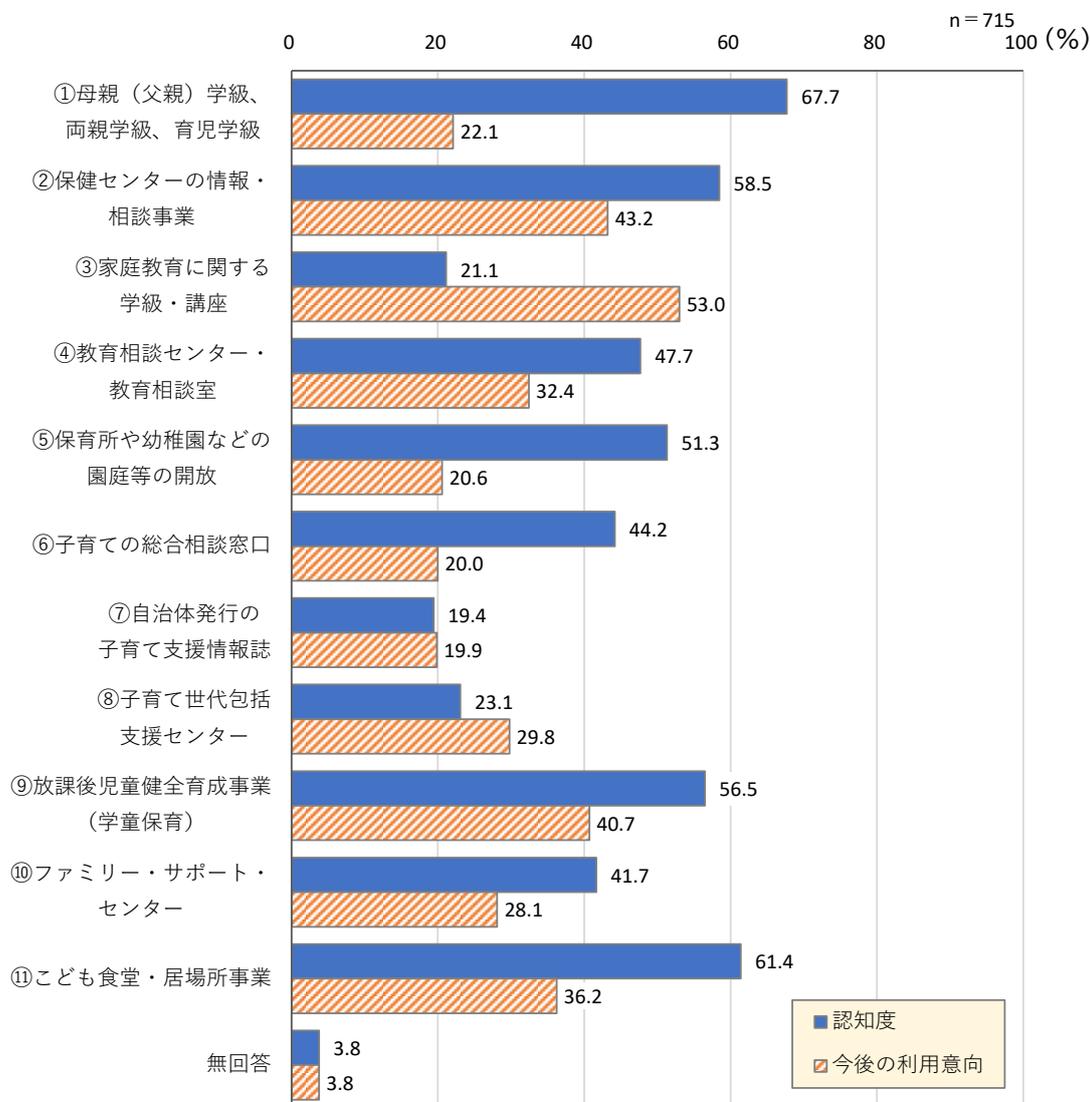
### (11) 各種事業等の認知度と利用意向

各種事業の認知度は、割合が高い順に「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」、「こども食堂・居場所事業」、「保健センターの情報・相談事業」、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」、「保育所や幼稚園等の園庭等の開放」となっており、過半数を超えています。

利用意向は、割合が高い順に「家庭教育に関する学級・講座」、「保健センターの情報・相談事業」、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」、「こども食堂・居場所事業」となっています。

「家庭教育に関する学級・講座」や「子育て世代包括支援センター」等は、認知度が低いものの、今後の利用意向が高くなっています。

#### ■各種事業等の認知度・利用意向(複数回答)



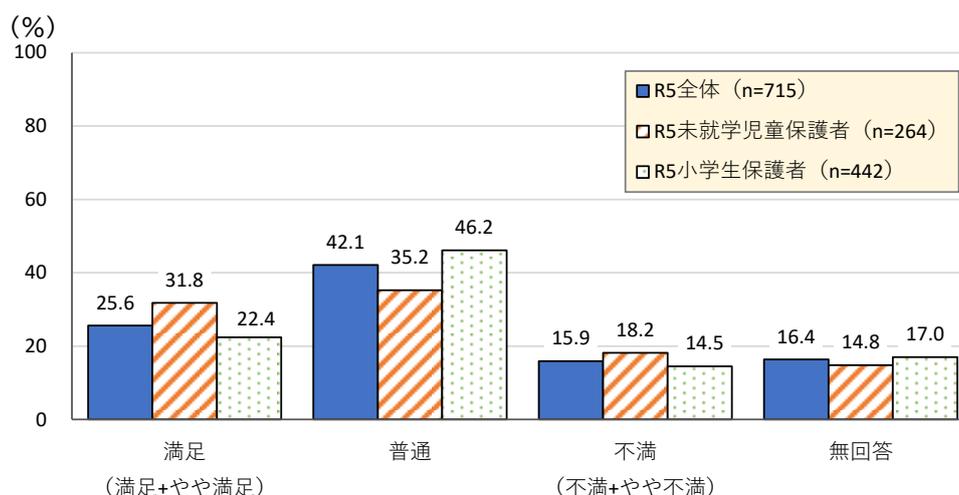
### (12)子育て環境や支援の満足度

子育て環境や支援の満足度は、全体では「普通」が42.1%で最も多く、次いで「満足」が25.6%、「不満」が15.9%となっています。

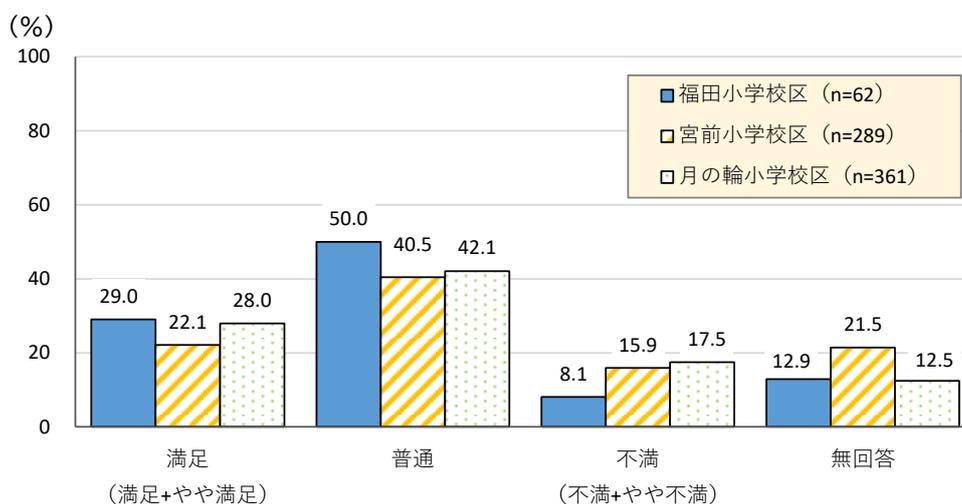
未就学児童の保護者と小学生の保護者を比較すると、未就学児童の保護者の満足度がやや高くなっています。

また、小学校区で比較すると、福田小学校区の満足度がやや高くなっています。

#### ■子育て環境や支援の満足度(単数回答)



#### ■子育て環境や支援の満足度・学区別(単数回答)



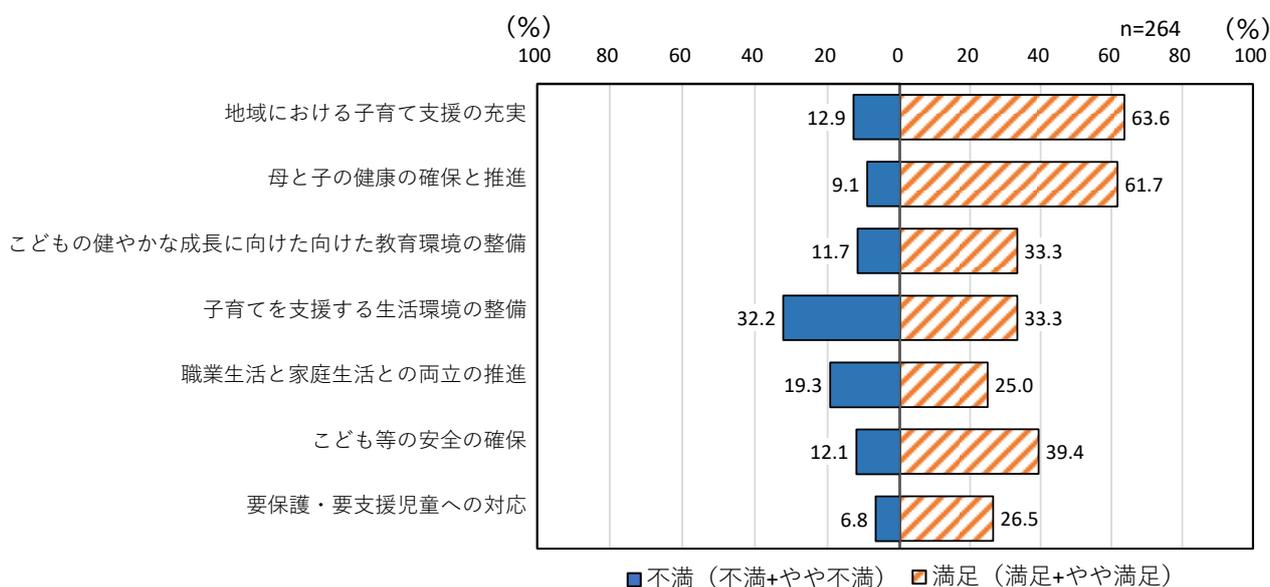
### (13) 子育て支援施策の満足度と重要度

子育て環境や支援への満足度と重要度について、未就学児童の保護者では「地域における子育て支援の充実」が 63.6%、「母と子の健康の確保と推進」が 61.7%と満足度が高くなっています。一方で、「子育てを支援する生活環境の整備」は 32.2%、「職業生活と家庭生活との両立の推進」は 19.3%が「不満(+やや不満)」と回答しています。

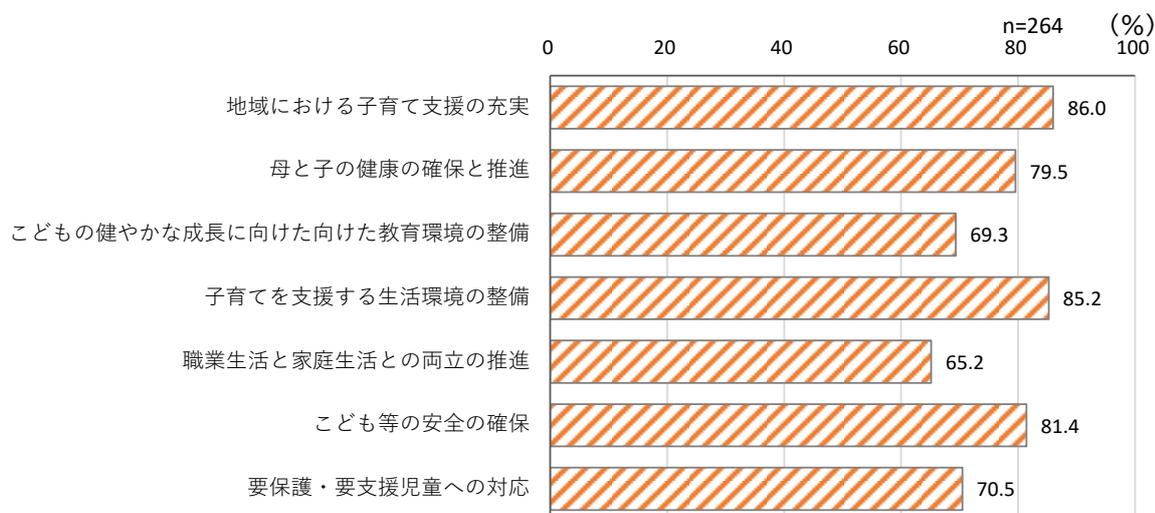
今後の重要度は、「地域における子育て支援の充実」、「子育てを支援する生活環境の整備」、「こども等の安全の確保」がいずれも 80%以上です。

「子育てを支援する生活環境の整備」は満足度が低く、重要度が高い最優先施策として位置づけられます。

#### ■未就学児童保護者の子育て支援施策の満足度



#### ■未就学児童保護者の子育て支援施策の今後の重要度(「重要」+「まあ重要」の割合)

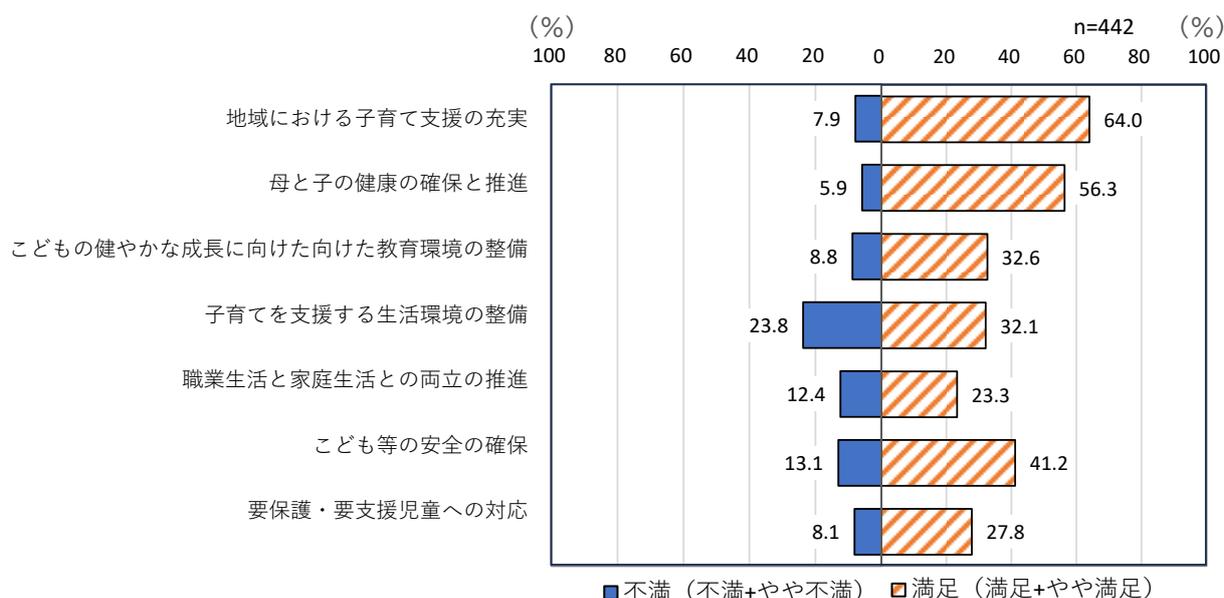


子育て環境や支援への満足度と重要度について、小学生の保護者では「地域における子育て支援の充実」が 64.0%、「母と子の健康の確保と推進」が 56.3%と満足度が高くなっています。一方で、「子育てを支援する生活環境の整備」は 23.8%が「不満(+やや不満)」と回答しています。

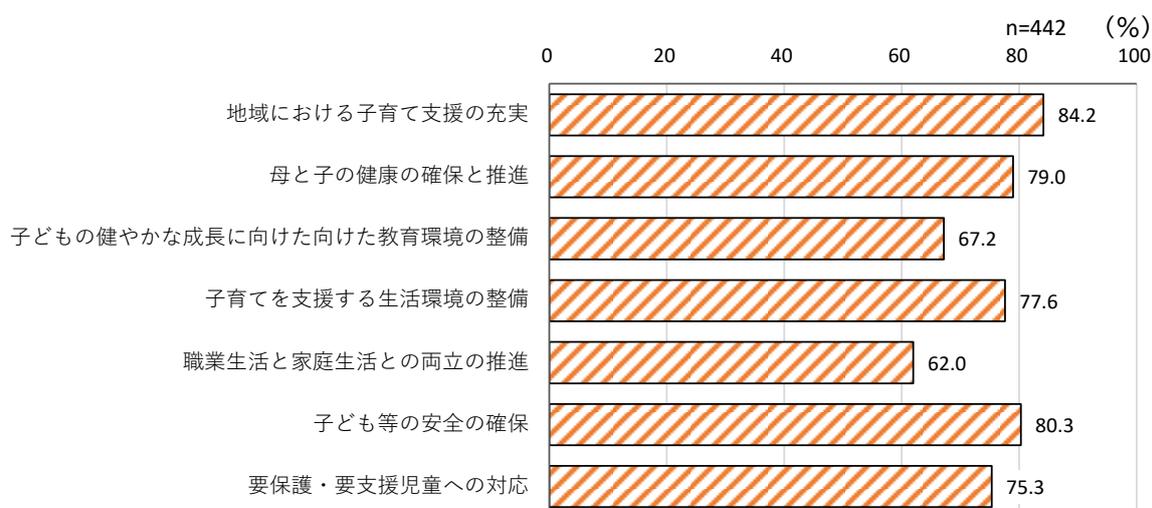
今後の重要度は、「地域における子育て支援の充実」、「こども等の安全の確保」がいずれも80%以上です。

未就学児童の保護者と同様に「子育てを支援する生活環境の整備」は満足度が低く、重要度が高い最優先施策として位置づけられます。

■小学生保護者の子育て支援施策の満足度



■小学生保護者の子育て支援施策の今後の重要度(「重要」+「まあ重要」の割合)



## 8 本町の現状からみる課題

### (1) 幼児期の教育・保育の充実

今回のアンケート調査によると、未就学児童のいる家庭では、母親の就労している割合は5割を超え、休業中の母親を含めると7割以上となっています。また、定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた方は7割を超えています。

さらに、就労していない母親のうち2割がすぐにでも就労したいと考えています。滑川町の人口に対する1号認定の割合は減少傾向ですが、2号認定と3号認定の割合は年々増加しています。これらの状況から保育ニーズは高い状態が続くものと想定され、今後の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた教育・保育事業の充実が求められます。

課題に対応する  
主な施策

- ▶保育所等の保育サービスの充実(65 頁)
- ▶保育所待機児童の解消(66 頁)
- ▶仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し(75 頁)

### (2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について、未就学児童の保護者では「地域における子育て支援の充実」が最も重要度が高い取組として選ばれています。

また、子育てのことで気軽に相談できる人や場所があるかについては、前回調査から「いる／ある」と答えた方が 90.2%から 83.3%へ減少しています。

本町のひとり親世帯が年々増加している状況からも、子育ての相談相手が身近にいないことで保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、地域の子育て支援の充実が求められます。

課題に対応する  
主な施策

- ▶地域の子育て支援サービスの充実(64 頁)
- ▶子育て支援のネットワークの充実(67 頁)
- ▶こどもや母親の健康の確保(68 頁)
- ▶家庭や地域の教育力の向上(73 頁)

### (3) 仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本町の女性の就業率は増加しています。女性が結婚・出産期にあたる年代において一時的に労働力が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇する「M字曲線」の差も年々小さくなっています。

保育ニーズの高まりに合わせて多様化する働き方を考慮した仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組において「職業生活と家庭生活との両立の推進」の重要度は6割以上が重要だと答えており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援の充実が求められます。

課題に対応する  
主な施策

- ▶仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し(75 頁)
- ▶仕事と子育ての両立のための基盤整備(75 頁)

**(4)多様な保育サービスの充実**

アンケート調査によると、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で教育・保育事業を「利用したい」と回答した家庭は4割を超えており、それぞれの利用目的は「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」が7割以上、「私用、リフレッシュ目的」が6割以上、「不定期の就労」が4割弱と様々な理由による保育サービスの利用ニーズが高まっています。

ライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、各家庭が希望する生活を実現できるよう多様な保育サービスの充実が求められます。

課題に対応する  
主な施策

▶保育所等の保育サービスの充実(65 頁)

**(5)保健・医療体制の充実**

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について「母と子の健康の確保と推進」が重要だと答えた割合は8割弱であり、今後の重要度が高い取組とされています。

病児保育の充実や休日や夜間の医療体制の整備等、緊急時の医療体制、医療費についての記述が複数あり、親子ともに安心して健康に過ごすことができる環境づくりが求められます。

課題に対応する  
主な施策

▶こどもや母親の健康の確保(68 頁)

▶小児医療の充実(70 頁)

**(6)子育てしやすい環境の充実**

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組について、「子育てを支援する生活環境の整備」は現在の満足度が最も低い取組とされており、今後重点的に取り組むことが求められます。

具体的には、「公園等こどもの遊び場や居場所の確保」、「安全・安心等に関する生活環境の充実」、「子育てにかかる費用負担の軽減」等を希望する記述が多くなっていることから、関係各課・局との連携による子育て環境の整備が求められます。

課題に対応する  
主な施策

▶地域の子育て支援サービスの充実(64 頁)

▶良好な住宅・居住環境の確保(74 頁)

▶安全な道路・交通環境の整備(74 頁)

**(7)子育て支援体制の充実**

アンケート調査によると、子育てに関する相談先については、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が7割を超えているものの、「保育所」が3割超、「子育て支援施設・NPO」が2割超ありました。

また、子育てに関する情報や相談先に困ったことがあるという記述から、育児、教育、親子関係、保護者の就労等、多岐にわたる相談窓口の一本化や関係機関等との連携体制の整備、分かりやすい情報提供等、包括的な支援体制の充実が求められます。

課題に対応する  
主な施策

▶子育て支援のネットワークの充実(67 頁)

▶こどもや母親の健康の確保 「こども家庭センター」(68 頁)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

第2期計画までの子ども・子育て支援事業計画は、子どもを取り巻く環境の変化に対応するために、教育・保育の量を十分に確保し、地域の子育て支援体制を構築することで、次代を担う子どもたちを社会全体で支えることを目的としていました。

第3期計画においては、本町で育つすべての子どもの基本的人権が保障され、差別的取り扱いを受けることなく、個人として尊重されるために、さらに育ちの環境を充実させ、継続的な支援の推進を図ります。

#### 》》 基本理念 《《

子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち  
— 子ども・子育てファースト滑川 —

本町は、自然環境が豊かでありながら暮らしやすい住環境を兼ね備え、若い世帯を中心とした転入者が増加してきました。この土地で生まれ育つ子どもたちが、次代を担うところに同じように「滑川町で子育てがしたい」と思える地域づくりが、持続可能なまちづくりにつながっていきます。

少子高齢化は、日本全体で懸念されています。国は、令和5年12月に閣議決定した「子ども大綱」で、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」を目指すための方針を示しました。子どもたちが健やかに元気に成長できることは、将来の経済活動や年金・健康保険・介護保険制度等にも大きく影響します。子どもだけでなく、大人も含めた地域住民の豊かさや幸福感といった広い視点で子育て支援について考える必要があります。地域の持続可能性や活性化の視点からも、子どもを中心としたまちづくりを進めていくことが「子どもまんなか社会の実現」であり、これからの時代のキーワードです。

本町においては、すべての家庭の子どもと子育てを応援し、保護者がゆとりをもって子育てに取り組み、子育てに大きな喜びを見出すことができる環境づくりや支援を続けることで、子どもたちが生き生きと成長できるまちづくりを進めてきました。

本計画では、子育てのライフステージに応じ広く支援を充実させることにより、さらに充実した「子ども・子育てファースト」のまちづくりを進め、ピカッと笑顔輝く滑川町を目指していきます。

## 2 計画の基本的視点

本計画は、次の基本的な視点に立って、施策を展開します。

### (1) すべての**子ども**が幸せに育つことを支援する視点

子どものための、教育・保育の量の見込みに応じて提供体制を確保し、地域の子育て支援事業においてもニーズを把握した提供体制により、子育ての基盤整備が充実した町を目指します。

### (2) すべての**親**が安心して誇りをもって子育てできるように支援する視点

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現し、保護者が子育ての苦楽を共有し乗り越え、子育てに携わることで親自身も成長できる町を目指します。

### (3) **地域**社会全体が子育てや子どもの自立を見守り支援する視点

地域の住民や団体、企業、町が、それぞれの立場や役割で子育てに間接的に参加し、子どもが地域での様々な経験を通して成長し、子育てを通して交流を深め、地域の絆を深めることのできる町を目指します。

### 3 評価指標

基本理念「こどもはたからもの 親と地域がともに育むまち」の実現に向けて、「こども・子育てファースト滑川」を目標にこの計画を推進します。

第2期計画の評価項目を第3期計画においても引き継ぐものとし、こども・保護者・住民・子育て支援事業者・町等が互いに連携を図りながら目標達成に努めます。

	評価項目	現状	目標	現状の評価資料・備考
1	合計特殊出生率	1.27	現状維持	人口動態統計(令和4年)
2	待機児童ゼロ(保育所等)	0	0	滑川町 (令和6年4月1日現在)
3	待機児童ゼロ (放課後児童クラブ)	0	0	滑川町 (令和6年5月1日現在)
4	「子育て環境や支援」の満足度	25.6	35.0	アンケート調査 (満足+やや満足の割合) 令和6年1月~2月実施
5	「職業生活と家庭生活の両立の推進」の満足度	23.8	30.0	アンケート調査 (満足+やや満足の割合) 令和6年1月~2月実施
6	「地域における子育て支援の充実」の満足度	63.8	70.0	アンケート調査 (満足+やや満足の割合) 令和6年1月~2月実施

## 4 施策体系

【基本理念】	【基本的視点】	【分野別施策】	【施策の方向】
<p>こどもはたからもの親と地域がともに育むまち こども・子育てファースト滑川</p>	<p>育つすべてのことを子どもが支援する幸せに</p>	<p>1 地域における子育て支援の充実</p>	<p>1 地域の子育て支援サービスの充実 2 保育所等の保育サービスの充実 3 保育所待機児童の解消 4 子育て支援のネットワークの充実 5 児童の自立支援</p>
	<p>誇りをもつて子育てできるような支援する視点</p>	<p>2 こどもと親の健康の確保と増進</p>	<p>1 こどもや母親の健康の確保 2 食育の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実</p>
	<p>誇りをもつて子育てできるような支援する視点</p>	<p>3 こどもの健やかな成長に向けた教育環境の整備</p>	<p>1 次代の親の育成 2 生きる力を育む学校教育環境等の整備 3 家庭や地域の教育力の向上</p>
	<p>誇りをもつて子育てできるような支援する視点</p>	<p>4 子育てを支援する生活環境の整備</p>	<p>1 良好な住宅・居住環境の確保 2 安全な道路・交通環境の整備</p>
	<p>誇りをもつて子育てできるような支援する視点</p>	<p>5 職業生活と家庭生活との両立の推進</p>	<p>1 仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備</p>
	<p>見守り支援する子どもの自立を</p>	<p>6 こども等の安全の確保</p>	<p>1 乳幼児の不慮の事故防止の取組 2 こどもの交通安全の確保 3 こどもを犯罪等から守るための環境整備と活動 4 被害にあったこどもの保護 5 こどもの権利擁護</p>
	<p>見守り支援する子どもの自立を</p>	<p>7 要保護(支援)児童への対応</p>	<p>1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭への自立支援 3 障害児施策の充実 4 こどもの貧困対策の充実</p>

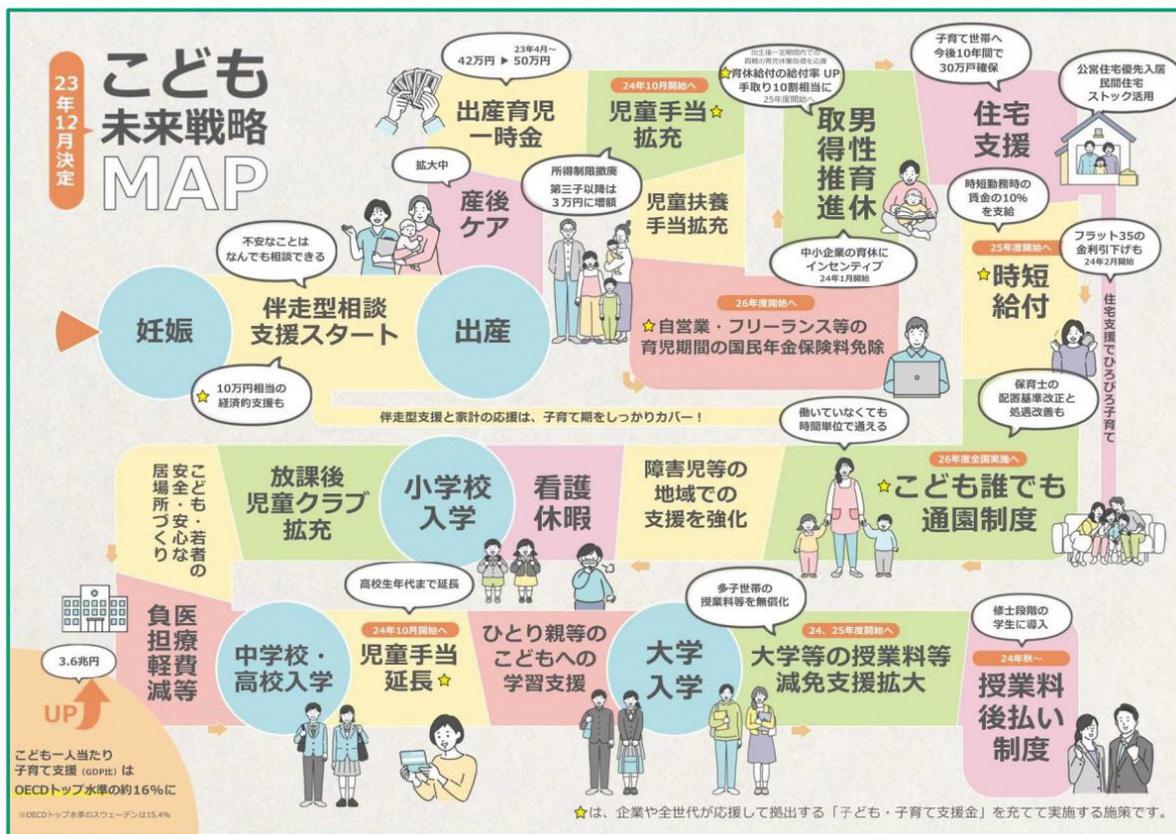
# 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

## 1 子ども・子育て支援制度の概要

『子ども・子育て支援制度』とは、平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を町が実施主体となっていくものです。

〈国が目指すこども未来戦略〉



資料:こども家庭庁

## 2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」(子ども・子育て支援法第 61 条第2項)です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、こどもや保護者が居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。

### ■滑川町の教育・保育提供区域

	認定区分	給付の内容	区域設定
教育・保育	1号認定:満3歳以上	保育の必要性なし(教育標準時間認定こども)	町全域 (1区域)
	2号認定:満3歳以上	保育の必要性あり(満3歳以上の保育認定こども)	
	3号認定:満3歳未満	保育の必要性あり(満3歳未満の保育認定こども)	
地域子ども・子育て支援事業	支援事業		区域設定
	利用者支援事業		町全域 (1区域)
	地域子育て支援拠点事業		
	妊婦健康診査		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	子育て短期支援事業		
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		
	一時預かり事業		
	延長保育事業		
	病児保育事業		
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
	子育て世帯訪問支援事業		
	児童育成支援拠点事業		
	親子関係形成支援事業		
妊婦等包括相談支援事業			
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)			
産後ケア事業			

### 3 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いて、コーホート変化率法(同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法)により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

12歳未満の児童数は、減少傾向で推移し、令和11年には1,991人となり、令和6年から339人の減少が見込まれます。

#### ■児童数の見込み



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

## 4 教育・保育の量の見込みと確保方策

## (1)1号認定(3～5歳)

保育の必要性がない3～5歳の1号認定に対して、令和6年4月1日現在、町内の公立幼稚園1か所及び私立認定こども園の1か所の幼稚園部分で事業を実施しています。

第2期計画の実績によると、町内の施設において利用ニーズに対応できる状況となっています。

※表内の「確保方策」とは、その年度の目標を達成するために準備する量を示しています。

## ■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(人)	664	671	654	619	596
実績値①(人)	340	247	230	184	184
確保方策②(人)	395	395	395	200	200
差②-①(人)	55	148	165	16	16
利用率	51.2%	36.8%	35.2%	29.7%	30.9%

## ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数(人)	560	531	472	445	430
量の見込み①(人)	172	163	144	135	130
確保方策②(人)	200	200	200	200	200
差②-①(人)	28	37	56	65	70
利用率	30.7%	30.6%	30.5%	30.4%	30.2%

## 確保方策

○調査結果から、児童数の減少や就業率の高まりにより、実績値をやや下回る利用ニーズが算出されています。

○今後も引き続き、必要な事業の質及び量の確保を図ります。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (2) 2号認定(3～5歳)

保育の必要性がある3～5歳の2号認定に対して、令和6年4月1日現在、町内の私立保育所7か所、私立認定こども園1か所で事業を実施しています。

第2期計画の実績をみると、令和4年度までは確保方策を上回る実績値となっており、待機児童が発生していましたが、令和5年度以降は充足している状況です。

#### ■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(人)	664	671	654	619	596
実績値①(人)	354	382	381	401	386
確保方策②(人)	297	343	347	403	389
差②－①(人)	▲ 57	▲ 39	▲ 34	2	3
利用率	53.3%	56.9%	58.3%	64.8%	64.8%

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数(人)	560	531	472	445	430
量の見込み①(人)	361	343	305	288	279
2号認定	347	341	334	334	336
他市町村児童	23	14	16	15	20
確保方策②(人)	390	387	385	383	380
2号認定	369	369	369	369	369
認可外保育施設	6	6	6	6	6
他市町村施設	15	12	10	8	5
差②－①(人)	29	44	80	95	101
利用率	64.4%	64.6%	64.7%	64.8%	64.9%

#### 確保方策

- 調査結果から、人口の推移に伴い確保方策を下回る利用ニーズが算出されています。
- 今後も引き続き、必要な事業の質及び量の確保を図ります。

(3)3号認定(0歳)

町内では令和6年4月1日現在、私立保育所7か所及び私立認定こども園の1か所で事業を実施しています。

低年齢児の実績値が増加傾向にありますが、0歳児については町内の施設において利用ニーズに対応できる状況となっています。

■第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(人)	172	174	161	158	119
量の見込み	36	40	44	49	54
実績値①(人)	33	29	36	34	33
確保方策②(人)	52	52	55	60	60
差②-①(人)	19	23	19	26	27
利用率	19.2%	16.7%	22.4%	21.5%	27.7%

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数(人)	138	136	134	132	138
量の見込み①(人)	38	38	38	37	39
確保方策②(人)	50	50	50	50	50
差②-①(人)	12	12	12	13	11
利用率	27.9%	28.0%	28.1%	28.3%	28.4%

確保方策

- 児童数の減少がありながらも就業率の高まりにより、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。
- 3号認定の0歳について、今後も引き続き必要な事業の質及び量の確保を図ります。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (4)3号認定(1・2歳)

町内では令和6年4月1日現在で、私立保育所7か所及び私立認定こども園1か所において事業を実施しています。

利用の実績値が年々増加していたため、利用定員を上回るこどもの受入れについて、定められた配置基準等を満たした上で、可能な限り許可しています。

本計画より、3号認定の1歳児・2歳児については、それぞれに見込み量と提供体制を掲載しています。

#### ■第2期計画の実績(1・2歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(人)	401	393	381	365	332
実績値①(人)	191	209	214	220	218
確保方策②(人)	191	203	208	211	204
差②-①(人)	0	▲6	▲6	▲9	▲14
利用率	47.6%	53.2%	56.2%	60.3%	65.7%

#### ■第3期計画の見込み

##### ◇3号認定(1歳)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数(人)	126	146	144	142	140
量の見込み①(人)	91	90	91	96	94
確保方策②(人)	95	95	95	94	94
特定教育・保育施設	88	88	88	88	88
認可外保育施設	2	2	2	2	2
他市町村施設	5	5	5	4	4
差②-①(人)	4	5	4	▲2	0
利用率	72.2%	61.6%	63.2%	67.6%	67.1%

◇3号認定(2歳)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数(人)	161	128	148	146	144
量の見込み①(人)	90	92	92	93	94
確保方策②(人)	117	117	115	115	115
特定教育・保育施設	110	110	110	110	110
認可外保育施設	2	2	2	2	2
他市町村施設	5	5	3	3	3
差②-①(人)	27	25	23	22	21
利用率	55.9%	71.9%	62.2%	63.7%	65.3%

確保方策
<p>○調査結果から、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。</p> <p>○3号認定の1・2歳は、町内の認可保育所と定員の調整を行いながら、引き続き必要な事業の質及び量の確保を図ります。</p>

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1)利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型(か所)	1	1	1	2	2
母子保健型(か所)	1	1	1	1	1

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型(か所)	2	2	2	2	2
こども家庭センター型(か所)	1	1	1	1	1

#### 確保方策

- 基本型は引き続き、支援を提供できる体制を確保します。
- 母子保健型については、令和7年度設置予定のこども家庭支援センターにて新たに事業を実施し、「こども家庭センター型」へ移行します。

#### ◆基本型:「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成されます

「利用者支援」:地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け助言・支援を行います。

「地域連携」:利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。

※令和7年度以降、「こども家庭センター」との連携が含まれます。

#### ◆特定型「保育コンシェルジュ」

町の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。

#### ◆こども家庭センター型

妊産婦及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在保育所、公共的施設に、出張型を含む計8か所の地域子育て支援拠点を併設し、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供等を行っています。

■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人回)	2,879	8,129	7,546	10,963	10,680
実施か所(か所)	3	5	6	8	8

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	11,629	12,793	13,893	15,184	16,596
確保方策(人回)	14,000	14,000	14,000	16,000	16,000
確保方策(か所)	8	8	8	9	9

確保方策

- 本計画期間におけるアンケート結果と推計児童数から事業量を見込んでいます。
- 引き続き、必要な事業の質及び量の確保に努めます。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳交付と同時に妊婦健康診査助成券を発券し、妊婦健診の費用を助成しています。

#### ■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診実績(人)	167	148	185	124	160

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	138	136	134	132	138

#### 確保方策

○本計画期間における推計児童数から事業量を見込んでいます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績(人)	131	148	134	110	120

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	138	136	134	132	138

確保方策

- 町内の対象家庭すべての訪問を想定し、推計児童数から事業量を見込んでいます。
- 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、積極的に関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業との連携等適切なサービスの提供につなげます。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育のための支援が必要と認められるこども、保護者及び妊婦に対し、保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

#### ■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績(人回)	190	150	150	150	150

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)	150	150	160	160	160

#### 確保方策

○対象年齢である0歳児から6歳児までの推計児童数をもとに、訪問実績等を踏まえた事業量を見込んでいます。

### (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、埼玉県の子育て相談所と連携を取り、適切な対応に努めています。

また、町独自でもショートステイの事業を立ち上げ、必要時に活用できるように調整しています。

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	48	48	48	48	48
確保方策(か所)	2	2	3	3	3

#### 確保方策

○引き続き、埼玉県の子育て相談所と連携を取るほか、町でもショートステイの事業を立ち上げ、取り組んでいきます。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)※就学児対象部分

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいことを希望する保護者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、町外の NPO 法人に委託をし、事業を実施しています。令和6年4月1日現在の提供会員は 24 人、依頼会員は 124 人となっています。

■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人日)	0	4	15	6	36
提供会員(人)	20	20	23	24	24

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	50	52	54	56	58
提供会員(人)	25	26	27	28	29

確保方策

- 事業の周知を図るとともに、実績を踏まえた見込み量を算出しました。
- 必要な時に支援を提供できる体制を確保します。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### ①一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)

幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中等に、在園児を対象に保育(教育活動)を実施する事業です。

現在本町では、公立幼稚園1園、私立認定こども園1園で事業を実施しているほか、町外の私立幼稚園も2園活用しています。

#### ■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人日)	1,568	7,086	6,510	5,633	6,581
確保方策(か所)	3	5	5	5	4

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	5,530	5,244	4,662	4,396	4,248
確保方策(人日)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保方策(か所)	4	4	4	4	4

#### 確保方策

○引き続き、町外施設も活用しながら、町内の施設整備を検討し、計画期間中の事業実施及び必要事業量の確保を目指します。

②一時預かり事業(幼稚園型 I 以外)

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は下記の3事業です。

本町では、令和3年度より実施しています。

◆一時預かり事業(一般型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要保育を行う事業です。

◆子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆トワイライトステイ事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、夜間において、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人日)	0	960	480	180	180
確保方策(か所)	0	1	1	1	1

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	3,072	2,935	2,800	2,698	2,657
確保方策(人日)	2,440	2,928	2,928	2,928	2,928
確保方策(か所)	1	2	2	2	2

確保方策

○多様化する育児環境により利用ニーズが高まっていることから、引き続き、町外施設も活用しながら、町内の施設整備を検討し、計画期間中の事業実施及び必要事業量の確保を目指します。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

町内7か所の保育所等において、事業を実施しています。

#### ■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人)	32	71	71	121	168
確保方策(か所)	6	7	7	7	7

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	110	105	94	89	87
確保方策(人)	245	245	245	245	255
確保方策(か所)	7	7	7	7	8

#### 確保方策

○働き方の多様化に対応できるよう、保育所等において事業の実施体制の確保に努めます。

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な子どもを、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。本町では令和5年11月より体調不良児対応型を開始しています。

また、病児・緊急対応強化事業としてファミリー・サポート・センター事業において対応しています。

◆病児保育事業【病児対応型】

こどもが病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。

◆病児保育事業【病後児対応型】

こどもが病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。

◆病児保育事業【体調不良児対応型】

こどもが「保育所通所中」に、発熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業です。

◆病児・緊急対応強化事業

ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

■第2期計画の実績値(令和6年度は見込値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績(人日)	0	0	0	40	84
確保方策(か所)	0	0	0	1	1

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	90	90	90	90	90
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

確保方策

○現状の提供体制で必要な事業量の確保を図ります。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、子育て支援センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、町内計 13 か所において、保護者が日中家庭にいない小学校児童(小学1～6年生)を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

現状では、利用条件を満たす希望家庭のこどもがすべて利用できる状況となっています。

#### ■第2期計画の実績値(各年5月1日現在)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績 (人)	1年生	68	70	124	111	99
	2年生	55	59	79	114	109
	3年生	62	65	60	75	103
	4年生	31	28	41	55	67
	5年生	23	20	41	33	37
	6年生	7	9	12	28	25
	合計①	246	251	357	416	440
確保方策②(人)		270	334	426	462	462
差②-①(人)		24	83	69	46	22
確保方策(か所)		8	9	11	13	13

#### ■第3期計画の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	1年生	110	99	102	96	95
	2年生	107	106	96	99	92
	3年生	96	94	93	84	87
	4年生	68	63	62	62	56
	5年生	41	48	45	44	44
	6年生	25	26	31	29	28
	合計①	446	437	429	413	401
確保方策②(人)		462	462	482	482	500
差②-①(人)		16	25	53	69	99
確保方策(か所)		13	13	14	14	15

確保方策

- こどもが身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き 13 か所のクラブの運営を継続し、さらに計画期間中にクラブを新設する等、必要な事業量の確保を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組みます。
- 障害のあるこども等、特別な配慮を必要とするこどもの受入れについては、関係機関等と連携を図りながら、こどもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策
○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

### (13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担の軽減を図る事業です。

確保方策
○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

### (14)子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦やヤングケアラー等を対象とし、訪問し子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する助言等を行う事業です。

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	264	264	264	264	264
確保方策(人日)	0	48	48	96	96

確保方策
○子育て支援を行える事業所への委託により、必要な支援量を確保していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、養育環境等の課題を抱える主に学齢期の子どもを対象とし、子どもの居場所となる拠点を開設し、子どもに生活の場を与えるとともに子どもや保護者への相談を行う事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	21	21	21	21	21
確保方策(人)	20	20	21	21	21

確保方策
○子育て支援事業所への委託により、必要量を確保します。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童やその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況に応じた支援を行う事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	11	11	11	11	11
確保方策(人)	0	0	1	2	3

確保方策
○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### (17)妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供や相談そのほかの援助を行う事業です。

#### ■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	276	272	268	264	276
確保方策(回)	276	272	268	264	276

#### 確保方策

○妊娠届出の際に実施し、さらに複数回の相談機会を設けます。

### (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に対して適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状態や養育環境を把握するために保護者との面談や子育てについての情報の提供や助言、そのほかの援助を行う事業です。

#### ■第3期計画の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人日)	—	48	48	48	48
	提供体制(人日)	—	48	48	48	48
1歳児	量の見込み(人日)	—	24	24	24	24
	提供体制(人日)	—	72	72	72	72
2歳児	量の見込み(人日)	—	48	48	48	48
	提供体制(人日)	—	72	72	72	72

#### 確保方策

○計画期間中、国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

(19)産後ケア事業

出産後の母親と乳児の健康と福祉を支援するために、助産師や保健師等の専門職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定及び母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業です。

■第3期計画の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	70	70	70	70	70
確保方策(人日)	120	120	120	120	120

確保方策
○令和6年4月から事業として開始しており、通院・宿泊・訪問による支援を各7枚、計 21 枚のチケットにて交付しています。

## 第5章 分野別施策の推進

### 1 地域における子育て支援の充実

#### (1) 地域の子育て支援サービスの充実

子どもを安心して育てるためには、家庭だけでなく地域における子育て家庭への支援の充実が必要です。子育てを取り巻く社会環境の変化により子育てのニーズが多様化する中、地域の現状及び住民のニーズを的確に把握して対応することが重要です。

また、子どもを養育している家庭では、経済的負担も重いものとなっており、「保育所、幼稚園にかかる費用負担の軽減」や「教育や習い事にかかる費用負担の軽減」等の経済的支援が期待されています。

さらに、保護者自身の病気や出張、夜間・休日就業等、仕事上の都合による預かり等を求める声も多くなっています。

そのため、すべての子どもや子育て家庭を支援する観点に立ち、保護者の考え方や置かれている状況が多様であることを踏まえて、地域社会の資源を最大限に活用した子育て支援サービスの充実を図ります。

経済的支援としては、保育料等の負担の軽減を図るとともに、町内外を問わず小・中学生及び保育所・幼稚園に在園中の3歳児以上の子どもに対して、引き続き、給食費無償化事業を実施します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
1	充実	児童手当支給事業	福祉課	満 18 歳年度末までの子どもを養育する者を対象に手当を支給する。
2	変更	子育て支援金等の支給	福祉課	第3子以降を出産の世帯に段階的に(①出生時②小学校入学時③中学校入学時)子育て支援金を支給する。(令和4年度申請まで)
3	継続	保育所、幼稚園保育料の減免・軽減	福祉課 教育委員会	生活保護、母子(父子)家庭、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた者。
4	継続	教育振興奨学資金の貸与	教育委員会	経済的な理由により就学が困難な者に対し、貸与。
5	継続	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	健康づくり課	すべての乳児のいる家庭を訪問し、情報の提供、乳児・保護者・養育環境の把握、相談、助言等を行う事業。
6	継続	家庭的保育事業	福祉課	家庭的保育者(保育士等)の居宅その他の場所において、保育を行う事業。
7	継続	ファミリー・サポート・センター事業	福祉課	子育ての援助を受けたい保護者と協力したい人が会員となり、保育所への送迎、一時的な預かり等の相互援助活動。病児・病後児等緊急サポートも対応。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
8	新規	子育て短期支援事業	福祉課	保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になったこどもを、契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
9	継続	給食費無償化事業	教育委員会 福祉課	小・中学生及び保育所・幼稚園に在園中の3歳児以上のこどもの給食費を補助・減免により無償化。

## (2) 保育所等の保育サービスの充実

核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化等により、多様な質・量両面の適切な保育サービスが求められています。

アンケート調査によると、就労していない母親の就労希望は5割を超えており、引き続き充実を図る必要があります。

サービス利用者であるこどもの幸せと保護者の多様な就労形態や意向を踏まえて、子育て支援サービスの充実を図ります。就労中又は就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な保育サービスの充実、検討を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
10	継続	通常保育事業	福祉課	保育所における通常保育の実施。
11	継続	低年齢児保育事業	福祉課	0～1歳児までを対象とした保育の実施。
12	継続	延長保育事業	福祉課	通常の保育時間を超えて保育時間の延長を実施。
13	継続	障害児保育事業	福祉課	保育所において、障害児保育の実施。
14	継続	保育所地域活動事業	福祉課 教育委員会	保育所で地域とのふれあい活動(保育参加事業、地域の人材活用事業、小学校との連携強化事業)や、各保育所における保護者の保育参加、小学校との連携事業の実施。
15	継続	広域保育の推進	福祉課	保育サービスの充実による管外委託の推進。
16	継続	一時預かり事業	福祉課	保育施設等において、乳幼児を一時的に預かって保育する事業の実施。

## 第5章 分野別施策の推進

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
17	継続	地域子育て支援拠点事業	福祉課	地域の子育て家庭に対する育児支援の実施。
18	継続	自治体認証保育所(家庭保育室)支援事業	福祉課	通常保育、低年齢児・延長・障害児・一時・広域保育の推進、地域活動、園庭開放、園舎見学・体験入園の実施。
19	継続	放課後児童クラブ	福祉課	放課後児童対策として学童クラブの整備推進。
20	継続	園庭開放の実施	教育委員会	幼稚園の園庭を開放。
21	継続	未就園児の園舎見学・体験入園	福祉課 教育委員会	保育所・幼稚園において、入園希望児童に対しての園舎見学や体験入園を実施。
22	継続	病児・病後児保育事業	福祉課	緊急サポートセンターにおいて、一時保育を実施。
23	新規	こども誰でも通園制度	福祉課	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で、保育施設等での預かりが利用できる。

### (3) 保育所待機児童の解消

全国的に少子化が進行しています。本町においては、転入者の多い状況は続いているものの、年少人口が減少しています。

本町の国基準での待機児童数は、令和5年以降0名となっています。就業率は年々上昇しており、現在就労していない母親においても今後就労を希望する母親も多く、今後も町内の保育施設と連携し、「待機児童ゼロ」の維持を目指します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
24	継続	保育所等整備事業	福祉課	保育施設の整備支援。

#### (4) 子育て支援のネットワークの充実

アンケート調査によると、保護者の相談先は親族や友人・知人等、身近な人が大半を占めており、身近な人以外の相談先の確保が課題となっています。

そのため、子育てに関する悩みや不安を話すことができる場や情報を得る機会が増えるように、親子で遊びに来ることができる事業を実施するとともに、子育て支援のネットワークの充実へ向け、地域資源と連携します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
25	継続	子育て支援情報提供	健康づくり課	子育て支援情報を保健センターに掲示するほか、各保健事業にて保健師等が対象者に合わせた情報提供を実施。

#### (5) 児童の自立支援

こどもたちが将来、社会で自立し生活していくために、日常生活の中でこども同士のふれあい、多様な意見や体験に触れる機会があることは大きな学びにつながります。

本町では、そのような活動の場や機会を提供することで、こどもたち自らが考え、成長し、仲間意識を育む等社会性を身につける健全な環境づくりを推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
26	継続	こどもの利用する施設の整備	福祉課	乳幼児の親子のふれあいの場、小学校の交流体験活動等、家庭教育の支援やこどもたちの健全育成施設の整備。
27	継続	スポーツ少年団の育成	教育委員会	日本スポーツ少年団の理念に基づき、スポーツによる青少年の健全育成を図る。
28	継続	青少年健全育成活動	福祉課	青少年相談員、青少年健全育成推進員活動の実施。
29	継続	青少年を取り巻く環境浄化活動	福祉課	青少年の健全な環境づくりに向けて、各種団体とともに有害情報対策や啓発を推進。
30	新規	こども・若者の居場所づくり事業	福祉課	こども食堂、フードパントリー、プレイパーク、学習支援等、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

## 2 こどもと親の健康の確保と増進

### (1) こどもや母親の健康の確保

こどもの心身の健全な成長とともに、母親も妊娠、出産や子育てを通して人間として成長し、親子が健康を基本にすえて豊かな人生を送れるような環境づくりが必要です。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期は、こどもの人生の始まりとして重要であり、母親には人生の大事業の時期といえます。この期間を通じて母子の健康を確保するとともに、十分な知識を得るための機会を提供します。

また、親の育児不安やストレスの解消を図るために、親子の関わり方を学ぶ場や交流・情報交換の機会を提供します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
31	継続	健康教育	健康づくり課	妊婦や乳幼児の保護者を対象に出産・育児についての正しい知識の普及。防煙教育等の実施。
32	充実	健康相談	健康づくり課	乳幼児健診での栄養相談、歯科相談、保健相談、発達相談の実施。
33	継続	健康診査	健康づくり課	乳幼児の発達段階に応じ、医師の協力のもと各種健康診断を実施。
34	継続	育児支援	健康づくり課	育児不安をもつ保護者へ関わり方の助言、悩みを分かち合える場の提供。
35	継続	愛育班活動の充実	健康づくり課	声かけ運動、保健事業への協力、あそびの広場の運営等の実施。
36	継続	民生委員・児童委員(主任児童委員)活動	福祉課	児童委員(主任児童委員)配置による地域の子育て、健全育成等の指導、援助の実施。
37	継続	家庭児童相談事業	福祉課	地域子育て支援拠点において、家庭児童福祉の向上を図るための相談指導、援助の実施。
38	継続	乳幼児健全育成相談事業	福祉課	地域子育て支援拠点において、子育て全般の悩み等の相談支援の実施。
39	新規	こども家庭センター	福祉課	すべてのこども・妊産婦・子育て世帯等の一体的な相談窓口となる。サポートプランの作成等、家庭に必要な適切な支援を行う。

## (2) 食育の推進

健康な食生活は心と体の健康を維持し、豊かな生活を送るために大きな役割を果たします。こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、幼児期から学校教育においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要です。

食育を通じて、食べ物を大事にする感謝の心や栄養のバランスを知ること、食事マナー等の社会性、食事による心身の影響、食文化や地産地消・食品の安全性等、食に関する学習の機会や情報提供に取り組めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
40	継続	妊娠期からの食育	健康づくり課	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、乳幼児健診で栄養相談の実施。
41	充実	各乳幼児健診で個別・集団指導	健康づくり課	4か月・10か月・1歳6か月・2歳健診において、在宅保健師・助産師・管理栄養士による集団・個別指導の実施。
42	検討	離乳食教室	健康づくり課	離乳食の試食、相談の実施。
			福祉課	各地域子育て支援拠点において事業の実施。
43	検討	親子ふれあいクッキング	教育委員会	公民館において、各小学校の児童を対象に料理教室を実施。
			福祉課	地域子育て支援拠点において、親子手作りおやつ教室の実施。
44	継続	食育実習・教室	福祉課 教育委員会	保育所・幼稚園・学校において、食育実習・教室の実施。
45	継続	ふれあい弁当の実施	教育委員会	幼稚園・小中学校において、ふれあい弁当を月1回(6月～10月を除く)実施。
46	継続	早寝早起き朝ごはん運動の推進	福祉課 教育委員会	保護者と連携し、保育所や学校等で早寝早起き朝ごはん運動の推進。

### (3) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちにとって心身の健康を守り健やかに成長することは、将来の健康や生活習慣に大きく影響します。

気軽に相談できる心の健康に対するサポート、性に関する健康教育を強化し、避妊や性感染症予防、人工妊娠中絶等の自分自身の体を守るための知識が必要です。

さらに飲酒・喫煙・薬物乱用等への正しい知識と対応についても相談や教育の機会を通じて普及を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
47	継続	性や性感染予防に関する教育	教育委員会	産婦人科医・助産師による思春期講演会の実施。
48	継続	喫煙、飲酒、薬物等に関する教育	教育委員会	専門家による学校訪問講演会の実施。

### (4) 小児医療の充実

小児医療は、子どもと子育て家庭にとって健康で成長するために重要な役割がありますが、少子化により全国的に小児科の医療機関数は、減少又は縮小の傾向にあり、地域によっては小児科医の不足が指摘されています。

また、共働き世帯の増加により、時間外診療やオンライン診療のニーズが高まる等、利用に関しても多様化が求められています。

安心して子どもが医療機関を受診できる体制づくりを、重要な子育てサービスとして位置づけ、子どもの医療費の負担の軽減を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
49	継続	子ども医療費支給事業	福祉課	満18歳年度末までの子どもの診療に対し、医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。

### 3 こどもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組がされています。新たな生活様式や働き方は職業観や家庭観の変化を促し、大きく変化しており、今後はさらに進展していきます。次代の親となる子どもや若者が結婚や出産に希望が持てる社会とするための支援が必要です。

こうしたことから、若者の安定的な就労や交流・交際・結婚を支援するとともに、結婚・子育てに対して肯定的・積極的な気持ちを育む教育、広報・啓発を推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
50	継続	若者の就業安定化支援事業	産業振興課	企業の行動計画作成促進、職業意識の啓発やキャリア教育などの支援。
51	変更	滑川町婚活支援事業	総務政策課	SAITAMA出会いサポートセンターへの登録の推進。
52	継続	乳幼児とのふれあい体験学習	福祉課 教育委員会	保育所や子育てグループと学校の連携による乳幼児とのふれあい体験学習の実施。

## (2) 生きる力を育む学校教育環境等の整備

ICT教育の推進により、すべての小中学校にタブレットPC端末が導入され、デジタル化を含めた情報教育が進められています。家庭生活においてもスマートフォンやデジタル機器の普及により、こども・若者の世代の利用率が急速に上がっています。その一方で、家庭と地域とのつながりやこどもたちの体力低下やいじめ・不登校等の増加等、こどもたちを取り巻く環境は大きく変わってきています。

こどもたちの生活や成長の中心には家庭とともに幼稚園や小学校・中学校といった教育環境が非常に大きな役割を担っています。次代の担い手であるこどもが確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、すくすくと個性豊かに成長し現代社会の中で主体的に生きていくことができるように、幼稚園や学校の取組を推進します。

また、こどもたちの自ら学ぶ姿勢や共同の活動への意欲に応えられるように、外部人材の活用等学校の活性化を図る取組を行います。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
53	継続	部活動における外部の人材活用	教育委員会	専門家・経験者による部活動の指導。
54	継続	小中学校合同遠足	教育委員会	特別支援学級の児童生徒の合同遠足(菅谷班)の実施。
55	継続	3day チャレンジ事業	教育委員会	町内の事業所での社会体験活動の実施。
56	継続	ボランティア育成講座	教育委員会	中学生を対象にしたボランティア活動の場の提供と育成。 社会福祉協議会との共催による講座の開催や教育委員会行事の中でボランティア活動の提供。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域は子どもたちが一番身近に関わる社会です。家庭においては基本的な生活習慣や価値観を学び、自己肯定感を高め、安心を感じられる場です。地域は子どもが家族以外の人々と関わり社会性を育むことができます。公園や図書館といった公共の施設は安全に学びや遊びが得られる場所です。

子どもにとって最も身近な家庭や地域社会の教育力の向上を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
57	継続	家庭教育学級の開催	教育委員会	滑川町家庭教育アドバイザーによる就学時健康診断の際の家庭教育学級の実施。
58	継続	図書館事業の実施	教育委員会	おはなし会、七夕まつり、図書館まつり、クリスマス会等の実施。
59	継続	公民館事業の実施	教育委員会	子どもまつり、郷土かるた大会等の実施。
60	継続	子育て支援センター事業の実施	福祉課	地域子育て支援拠点において、定期的に子育ての専門家による講演会を実施。

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良好な住宅・居住環境の確保

アンケート調査によると、町の子育て支援の取組についての現在の重要度について「重要／まあ重要」との回答は、「こども等の安全の確保」が 80.6%、「子育てを支援する生活環境の整備」が 80.3%となっています。また、安全に遊ぶことのできる公園の整備についての意見が多く挙げられています。

公園遊具については、今後老朽化が進むことが想定されており、定期点検及び日常点検の結果に基づき、適切な管理を進める必要があります。

住宅はこどもが健やかに育つための重要な生活基盤であるため、子育てのための良質な住宅を確保できるような支援を図ります。

また、遊ぶことはこどもたちにとって大きな楽しみであり、心身の成長につながります。遊びを通して仲間意識を培い、社会性を身につけ豊かな情操を養う大切なことであるため、こどもたちが安心して自由に遊ぶことができ、安全に過ごすことのできる場の提供を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
61	継続	住宅対策	建設課	子育て家庭が、ゆとりある居住環境を確保できるよう、県営住宅の情報提供(所得の条件あり)。
62	継続	公園遊具等の維持管理事業	福祉課 建設課	こどもが安心して遊べるよう、公園内の遊具の維持管理の実施。

### (2) 安全な道路・交通環境の整備

アンケート調査によると、こどもの安全確保に関する取組の重要度が高く、こどもの登下校時の交通事故の不安や通学路の整備等が意見として多く挙げられています。

今後、既存施設の老朽化が進むことが想定されており、より迅速かつ適正な管理を進める必要があります。

こどもやこども連れの保護者がより安全に通行できるように、バリアフリーの道路・交通環境の整備を図るとともに、こどもたちを交通事故から守るための道路整備を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
63	継続	交通バリアフリーの推進	建設課	こどもや親子連れが安心して移動できるような歩道等の整備。

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (1) 仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し

アンケート調査によると、未就学児童で就労している母親(産休・育休・介護休業中を含む)は77.3%です。また、現在就労していない母親の就労希望(時期を限らず「就労したい」を選んだ回答)は60.3%であり、さらに今後は共働き家庭が増加していくことが見込まれます。

共働き家庭においても、夫婦が働きがいや育児の楽しさを実感できる社会にするためには、多様な働き方、特に仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた働き方の実現が不可欠です。職場や事業主に対して雇用の男女均等の機会や待遇が確保されるよう、様々な広報手段を活用して情報提供し意識改革に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
64	継続	男女共同参画意識の普及	総務政策課	男女の枠にとらわれず仕事と生活の調和を実現するための意識啓発の推進及び育児・介護の支援のための情報提供。
65	継続	仕事と家庭の両立支援の広報、啓発	産業振興課	町商工会を通じて、企業等への子育てしやすい職場づくりの周知・啓発。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

アンケート調査において、この1年間にこどもが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」と回答した家庭は59.5%にのぼっています。

また、そのときに「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した家庭は30.3%となっており、仕事と子育ての両立ができる保育サービスの充実が課題です。

広域的に関係団体・保育所・医療機関と連携を図りながら、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
7 再掲	継続	ファミリー・サポート・センター事業	福祉課	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、保育所への送迎、一時的な預かり等の相互援助活動の実施。病児・病後児等緊急サポートも対応。
22 再掲	継続	病児・病後児保育事業	福祉課	緊急サポートセンターにおいて、一時保育を実施。

## 6 こども等の安全の確保

### (1) 乳幼児の不慮の事故防止の取組

こども家庭庁が公表した「こどもの不慮の事故の発生傾向と対策等」の資料によると、令和4年におけるこどもの死亡数は2,584人であり、このうち、こどもの「不慮の事故」による死亡数は181人で、こどもの死亡数に占める割合は7.0%となっています。

「窒息」は0歳で圧倒的に多く発生しており、「交通事故」は1歳以上で1位の死因です。「溺水」は、0～2歳は「浴槽」、3歳、5～9歳は「自然水域」での事故が多く、このほか、「建物からの転落」は、2歳、4歳で多くなっています。不慮の事故発生数は年々減少しているものの、病気を含むすべての死因の中で上位にあります。

こどもを不慮の事故から守るため、情報発信と啓発活動に努めていきます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
66	継続	乳幼児の事故防止の啓発活動	福祉課	保育所に対し、送迎時等における事故防止の啓発。

### (2) こどもの交通安全の確保

こどもの事故は、小学生においては小学1年生が最も多く、学齢が上がるにつれて減少します。特に登下校時が最も多く、歩行中の事故は低学年ほど多い傾向にあります。一方で自転車乗用中の事故は小学1年生から学齢が上がるにつれて増加します。

地域全体でこどもを交通事故から守るために、他市町村の成功事例に学び、関係機関やボランティア組織等との連携を強化し、その活動の支援を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
67	継続	登校指導 (学校教職員・PTA)	教育委員会	学校教職員及びPTAによる登校指導を定期・不定期に実施。
68	継続	交通指導員による交通安全対策	総務政策課	交通指導員による通学時の交通指導及び安全の確保。

### (3) こどもを犯罪等から守るための環境整備と活動

こどもが被害者となる凄惨な犯罪は、被害者やその家族等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れる等、社会に及ぼす影響が極めて大きくなり、保護者にとって、こどもの行動に目が行き届かないことへの不安や心配を増大させる要因となっています。

こどもたちに、犯罪から身を守る知識や経験を教えるとともに、安全・安心な地域社会づくりが求められます。

こどもたちが自ら犯罪から身を守る学習(エンパワーメント)の機会を設けるとともに、学校や自治会、ボランティア組織、事業者等と連携し、地域の多くの大人がこどもを見守る活動を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
69	継続	防犯パトロール	教育委員会	小学校PTAが下校時に防犯パトロールを実施。
70	継続	こども 110 番の家	総務政策課	登下校時における児童・生徒の安全の確保。
71	継続	通学ボランティア活動	教育委員会	通学ボランティアによる登下校時の防犯活動の実施。
72	継続	犯罪からこども自身が身を守る学習活動	福祉課 教育委員会	ボランティアや関係機関と連携し、こども自身が犯罪から身を守る学習活動として、青少年健全育成推進員による街頭パトロールの実施。

### (4) 被害にあったこどもの保護

こどもは、大人等の暴力に対して心身ともに極めて弱い立場にあります。特に、卑劣な犯罪等の被害を受けた場合の心の傷は大きく深く、後々まで悪い影響を与えます。予防措置が第一ですが、犯罪等の被害にあったこどもを保護し、安全を保証するとともに、専門的なケアが必要です。適切な機関に窓口を設け、被害にあったこどもの保護に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
73	継続	被害にあったこどもの一時保護	福祉課 健康づくり課 教育委員会	児童虐待を受けたこども等を児童養護施設等で一時的に保護。 虐待の早期発見・早期対応のための関係機関との連携・協働、情報共有等による体制整備。
74	継続	DVにおけるこどもの保護	福祉課 健康づくり課 総務政策課 教育委員会	関係機関との連携・協働による面前 DV 被害等の予防、発見、情報共有、被害者(児)支援、児童養護施設等で保護の実施。

### (5) こどもの権利擁護

これから目指す社会は、すべてのこどもの権利を守り、幸福な生活を送る社会です。1989年に国連で採択された「こどもの権利条約」においては、差別されない権利、こどもの最善の利益が優先される権利、生存し健全に成長する権利、意思を表明し、それが重視される権利が定められました。

こどもの人権が尊重される「こどもまんなか社会」を作るため、こどもも大人も学び理解し合う啓発活動とともに、こども自身が意見を表明できる機会の創出に取り組みます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
75	継続	こどもの権利に関する啓発	福祉課 教育委員会	講演会や各種啓発資料等を通して、「こどもの権利条約」の理念を踏まえた啓発活動の推進。

## 7 要保護(支援)児童への対応

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、こどもに対して行われる不適切な行為や暴力を指します。殴る・叩く・蹴る等の身体的な虐待だけでなく、性的虐待や養育を放棄するネグレクト、言葉による脅しや差別的な扱いによる精神的苦痛を与える心理的虐待も含まれます。

近年、増加・深刻化している児童虐待相談の対応件数は、令和2年度には約 20 万件に達し、時として尊い命が奪われ、こどもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるといわれています。また、虐待を受けたこどもの過半数が乳幼児であるとされています。

児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感の増大、家庭の経済状態の悪化、地域における家庭の孤立化等が複雑に関与していると考えられます。

すべてのこどもの健全な心身の成長を育み、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護等総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に、各関係機関等との連携を一層強化することにより、地域全体が一体となって児童虐待防止に努めます。

また、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護(支援)児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
76	継続	児童虐待相談	福祉課	専用ダイヤル等で、児童虐待の通報等による相談対応の実施。
77	充実	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉課 健康づくり課 教育委員会	児童相談所をはじめ、保健センター、庁内関係課・局、主任児童委員、児童福祉施設、学校等の連携を強化し、児童虐待の啓発、予防、早期発見・早期対応、定期的な会議の開催。

## (2)ひとり親家庭への自立支援

離婚等は徐々に減少しているものの、母子・父子家庭等のひとり親家庭が増加しています。令和2年の子どもがいる世帯のうち、男親と子どもからなるひとり親世帯は3.4%、女親と子どもからなるひとり親世帯は15.8%となっています。

これらの家庭は、経済的・精神的に負担が大きく、社会的にも不安定な状況に置かれていることが想定され、総合的な支援が求められます。

ひとり親家庭が自立した生活を営み、安心して暮らすことができるよう、経済的支援を積極的に実施するとともに、総合的な施策の適切な実施を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
78	継続	児童扶養手当支給事業	福祉課	父母の離婚等により、子どもを養育(監護)しているひとり親家庭等に対する手当の支給申請の受付。
79	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業	福祉課	満18歳の年度末まで、子どもを持つひとり親家庭等に医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。

## (3)障害児施策の充実

障害児とは、身体的、知的、精神的、又は発達的な障害をもつ18歳未満の子どもを指します。障害児が適切な支援を受けることで、彼らの潜在能力を最大限に引き出し、より良い生活を送ることができます。支援には、教育、医療、福祉等が含まれます。

地域共生社会の理念のもと障害のある子どもが地域で生き生きと生活できる、障害のない子どもとともに成長できるよう、社会全体が障害児やその保護者を温かく見守る環境づくりを進めることが課題です。

障害のある子どもの健全な発達の支援と身近な地域での安心した生活を実現するため、経済的支援を実施・継続します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
80	継続	特別児童扶養手当支給事業	福祉課	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給。
81	継続	障害児福祉手当支給事業	福祉課	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給。
82	継続	在宅重度障害者手当支給事業	福祉課	在宅の心身障害児を看護(介護)する保護者等に手当を支給。

#### (4) こどもの貧困対策の充実

すべてのこどもが適切に養育され、生活を保障されること、愛され保護されることは保障されるべき権利です。こどもの心身の健全な成長を確保するため、生活困窮を含めた家庭内の課題を把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。

貧困の解消に向け、「教育・学習支援」、「家庭への経済的支援」、「生活の支援」、「就労に向けた支援」の多面的な取組により、こどもの貧困の解消に向けた対策を進める必要があります。

また、国、県、民間の企業・団体等と連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって住民の幅広い理解と協力を得ることにより、こどもの貧困対策を推進していく必要があります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
83	継続	こども食堂の充実	福祉課	食事や遊び等を通じた居場所の提供。 こどもが身近な場所で安心して利用できるよう、民間団体等の協力を得ながら町内各地域への拡充を推進。
84	継続	こどもの学習支援の推進	福祉課	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生を対象に、進学に向けた学習支援事業を実施。

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制の充実

#### (1)計画の総合的な推進

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、福祉課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。

また、こどもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

#### (2)協働の支援体制づくり

町民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりをもつとともに、地域社会全体でこどもの健やかな成長を温かく応援する支援体制づくりを推進します。

##### ①行政の役割

子ども・子育て支援について、広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、町が実施主体となって計画を推進します。

##### ②地域の役割

こどもの見守りや、様々なこどもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO 活動等への参加の拡大を図ります。

##### ③家庭の役割

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、こどもを1人の人格をもった人間として尊重し、子育てを男女が協働して行います。

#### (3)計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取組を評価します。また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

## 2 教育・保育の一体的提供と体制の確保

---

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、就学前のすべてのこどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する国の方針に基づき、地域の実情に応じて整備を検討することとします。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況等を十分に踏まえながら、認定こども園への移行を検討する必要があります。

また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園としての整備意向を踏まえ、教育・保育の一体的な提供と体制の確保を図ります。

### (2) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、施設、事業者等が連携・協力し、乳幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うとともに、利用者支援事業等による情報提供及び相談体制の充実を図ります。

### (3) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなることから、公立・私立、保育所・幼稚園といった枠組みを超えた合同研修の実施等、質の高い教育・保育の提供に向けた取組を推進します。

## 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

---

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性の向上等を図るため、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

## 資料編

### 1 滑川町子ども・子育て会議条例

平成 27 年3月 12 日条例第 15 号

#### 滑川町子ども・子育て会議条例

##### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72条第1項の規定に基づき、滑川町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

##### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に係る団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月26日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 2 滑川町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	区分	所属・職名等
1	西宮 俊明	学識経験者	滑川町議会 議員
2	上野 修	学校教育関係	滑川町教育委員会教育長
3	吉野 さつき	福祉関係団体	滑川町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
4	榎本 敦司	学校教育関係	滑川町立小・中学校長会長
5	大塚 幹雄	学校教育関係	スポーツ少年団本部長
6	篠崎 礼子	福祉関係団体	滑川町愛育班長
7	武井 雅代	福祉関係団体	一般社団法人あんど 理事
8	矢尾 千比呂	福祉関係団体	ハルムこども園長
9	白取 摩弥	福祉関係団体	つきのわ保育園長
10	岡久 博	福祉関係団体	白い馬保育園長
11	内田 佐知子	福祉関係団体	よつば保育園 保育士
12	小倉 豊子	福祉関係団体	どんぐり保育園長
13	持田 奈緒	福祉関係団体	のら椿保育園 職員
14	笹木 祐子	学校教育関係	滑川町立滑川幼稚園長
15	厚目 未奈子	関係行政機関	滑川町健康づくり課 主任
16	飛岡 幸子	一般公募	一般公募

任期：令和5年9月14日から令和7年9月13日

### 3 計画策定の経過

年月日	事 項	備 考
令和6年1月10日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議・諮問	・子育て支援に関するアンケート調査について
令和6年1月25日から 令和6年2月16日	子育て支援に関するアンケート調査の実施	・町内の小学校終了前までの子どもをもち保護者全世帯 (1,528世帯)
令和6年7月29日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	・アンケートの調査結果について ・第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画策定について
令和6年8月1日	子育て支援に関するアンケート調査結果の公表	・町ホームページに掲載
令和6年11月28日	第2回子ども・子育て会議	・第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和6年12月26日から 令和7年1月24日	パブリックコメントの実施	・町ホームページに掲載
令和7年2月27日	第3回子ども・子育て会議・答申	・第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画の策定・答申について



滑川町マスコットキャラクター

ターナちゃん

## 第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画

発行: 滑川町

編集: 滑川町 福祉課

発行年月: 令和7年4月

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

TEL: 0493-56-2211(代表)

ホームページ: <https://www.town.namegawa.saitama.jp/>

---

---